

第百九十二回国
会

参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第十二号

平成二十八年十二月五日(月曜日)

午後一時開会

委員の異動

十二月二日

辞任

朝日健太郎君

松川 るい君

森屋 宏君

相原久美子君

江崎 孝君

川合 孝典君

山添 拓君

清水 貴之君

福島みずほ君

十二月五日

辞任

足立 敏之君

宮島 喜文君

宮沢 由佳君

三浦 信祐君

補欠選任

進藤金日子君

宮島 喜文君

中西 祐介君

川田 龍平君

櫻井 充君

舟山 康江君

辰巳孝太郎君

石井 苗子君

山本 太郎君

補欠選任

中西 哲君

小野田紀美君

浜口 誠君

河野 義博君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

林 芳正君

石井 準一君

二之湯武史君

福岡 資麿君

三宅 伸吾君

山田 修路君

小川 勝也君

大野 元裕君

浜田 昌良君

紙 智子君

小野田紀美君
古賀友一郎君

佐藤 啓君

佐藤 正久君

進藤金日子君

高野光二郎君

高橋 克法君

滝波 宏文君

中西 哲君

中西 祐介君

平野 達男君

藤木 眞也君

堀井 巖君

舞立 昇治君

宮島 喜文君

山田 俊男君

吉川ゆうみ君

渡邊 美樹君

石上 俊雄君

川田 龍平君

櫻井 充君

田名部匡代君

徳永 エリ君

浜口 誠君

舟山 康江君

河野 義博君

熊野 正土君

佐々木さやか君

平木 大作君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

石井 苗子君

儀間 光男君

山本 太郎君

行田 邦子君

国務大臣

内閣総理大臣

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担

当大臣(金融)

総務大臣

外務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担

当大臣(消費者

及び食品安全)

国務大臣

副大臣

国土交通副大臣

事務局側

常任委員会専門

員

常任委員会専門

員

政府参考人

内閣官房内閣審

議官

個人情報保護委

員会事務局局長

総務省総合通信

基盤局長

外務省経済局長

財務省主税局参

事官

厚生労働省医政

局長

中野 正志君

安倍 晋三君

麻生 太郎君

高市 早苗君

岸田 文雄君

塩崎 恭久君

山本 有二君

世耕 弘成君

松本 純君

石原 伸晃君

田中 良生君

藤田 昌三君

宇佐美正行君

大川 昭隆君

瀬谷 和久君

其田 真理君

富永 昌彦君

山野内勘二君

吉田 正紀君

神田 裕二君

厚生労働省医
生・生活衛生局
長

武田 俊彦君

厚生労働省保
険局長

鈴木 康裕君

経済産業大臣
官

住田 孝之君

房商流通保安
審議官

安藤 久佳君

経済産業省商
務情報政策局長

中曾 宏君

参考人

日本銀行副総裁

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第百九十四回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第百九十四回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)

○委員(林芳正君) ただいまから環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、山添拓君、朝日健太郎君、森屋宏君、松川るい君、清水貴之君、福島みずほ君、川合孝典君、江崎孝君及び相原久美子君が委員を辞任され、その補欠として辰巳孝太郎君、進藤金日子君、中西祐介君、宮島喜文君、石井苗子君、山本太郎君、舟山康江君、櫻井充君及び川田龍平君が選任されました。

また、本日、三浦信祐君、宮沢由佳君及び足立敏之君が委員を辞任され、その補欠として河野義博君、浜口誠君及び中西哲君が選任されました。

○委員長(林芳正君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の審査のため、明六日午後一時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、本日の委員会に参考人として日本銀行副総裁中曾宏君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) 環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案件を一括して議題といたします。

本日は、T P Pに対する我が国の対応と厚生労働関連分野等についての集中審議を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○二之湯武史君 自由民主党の二之湯武史でございます。

今日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。総理を始め閣僚の皆様、今日はよろしくお願い申し上げます。

さて、十一月八日のアメリカ大統領選挙を境に、T P Pの発効、大変厳しい情勢となつてしまいました。ふだんから日本外交はアメリカに追従

し過ぎだと批判をおっしゃる方が、本委員会では、アメリカが参加しないんだから日本も議論しなくていいと、こういうふうにおっしゃるのは、私は大変矛盾しているのではないかなというふうに思います。

この数年間の議論を振り返りましても、国民皆保険が崩壊するだとか、日本の農業は潰れてしまう、また、アメリカ企業に日本政府が訴えられると、そんな議論が多かったように思います。本当にそんなにアメリカにメリツトがあるなら、なぜトランプ氏がT P Pから離脱を表明するんでしょうか。いかに日本の交渉がうまくいっているかというこの私は証拠だというふうに思っております。

T P Pで私が連想するのが、近世の日本人商人、南蛮貿易でアジアを股に掛けて活躍をし、アユタヤやルソンなど各地に日本人町をつくりました。もし当時の日本人商人が現代によりがえりT P Pを知ったなら、それこそT P Pをフルに活用して、世界を飛び回るグローバルビジネスマンになったに違いないというふうに思っております。

私たちは今、人口が減少し、確実に国内のマーケットが縮小する、そういった歴史的課題に直面しているわけです。T P Pは貿易にとどまらない二十一世紀型の経済連携協定であり、人口減少など我が国の構造的な課題を解決し得る非常に重要な成長戦略の一つであります。

また、新興国の台頭が著しいアジア太平洋地域では、必ずしも各国が成熟した民主体制や自由な経済体制を持っているわけはありません。T P Pのような非常に透明性の高い共通のルールの下に新興国を引き込んでいくことによって、彼らにルールにのっとった発展を促していくと、T P Pはそういう意味で地域の安定的発展に貢献する安全保障的な枠組みでもあるというふうに思っております。

T P Pの発効は厳しくなつたと思いますが、今後自由貿易体制を推進していくことに変わりは

ないわけでありまして、これからの自由貿易体制による日本の経済成長戦略、またアジア太平洋地域における平和の発展について、総理のこれからの戦略をお伺いしたいと思えます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日本の人口は残念

ながらしばらくは縮小していくわけでありまして、消費者も減っていくというわけでありまして、消費も減っていくというわけではだんだんが、であれば、内需だけに頼っているのはだんだん日本の経済も縮小していくしかないわけでありまして、アジア太平洋地域の人口は増えていく、そして生活のレベルもどんどん上がっていく中において、このアジア太平洋地域の市場を日本に取り込んでいくことが日本が成長していく道なんだろうと、このように思います。

そして、二之湯委員が指摘をされたように、その中で大切なのはやっぱりルールです。自由でフェアなルールを作っていく、言わば未来に向かってお手本となるルールを作っていく、その厳しいルールをいつでも締結する用意があるんだというところをこの委員会で示すことが、まさに自由貿易、そしてフェアで公正なルールを世界に広めていくこと、そしてその方向が間違っていないんだということを発信していく道になつていくと思えます。

そして、地域において交易が進んでいく、そしてそれが自由な貿易圏であれば地域の安定と平和と繁栄につながっていく、このように確信をしております。

○二之湯武史君 総理、力強い答弁をありがとうございます。

私も全くそのとおりと思っております。本委員会でも議論をする意義というのは十分にあると思えますし、我が国の独自の考え方をしっかりと発信をしていくために、引き続きこの委員会でもしっかりと議論をしていかなければならないというふうに思っております。

過去数十年における自由貿易体制が人類に大きな繁栄をもたらしたのは事実であります。ただ一方で、まだまだ解決しなければならない課題もあ

るわけございまして、それは先進国と途上国の格差であったり、また先進国内における所得や地域の格差、こういったものがあるのはしっかりと認めなければならないというふうに思っております。

ノーベル賞受賞者のスティグリッツ氏も、自由貿易は国家全体の繁栄を保障するものである一方で、国民に平等に幸福を保障するものではないというふうに述べておられます。また、自由貿易は国家がうまくコントロールしなければならぬのも述べておられます。つまり、自由貿易そのものは万能ではないということだというふうに私は思っております。

原理主義的な自由貿易、また市場経済体制では、どうしても中産階級が傷つき、社会格差が生まれてしまいます。格差が許容範囲を超えますと、既存政治への不満となり、保護主義やポピュリズムの台頭を許してしまうと。今私たちが世界で目撃しつつある現象だというふうに思っております。それが皮肉にも、自由貿易体制発祥の地であるイギリスやアメリカで起こってしまったということだと思えます。また、フランスやイタリアといった国々でも、保護主義、ポピュリズムの勢力が支持を広げていると。

総理は本委員会でも盛んに保護主義の台頭を抑える必要があるというふうにおっしゃっておられますし、私も全くの同感でございます。この原理主義的な自由貿易体制や市場経済が保護主義の原因となりかねないという、こうした負の側面を、先ほどのスティグリッツ氏のように、どのように国がコントロールをしていくかという点について総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず、この自由貿易は、基本的に全ての国々あるいは世界に利益を均てんしていく仕組みだと思っております。領土の大小にかかわらず、アイディアを出し、そのアイディアが評価されればそれにふさわしい富を得ることができるということだろうと思えます。

しかし、言わば完全に自由、レッセフェールにしてしまつては、これはジャングルと同じですから、弱肉強食の世界が出現してしまう。しかし、そうはせずに、しっかりとしたルールを作つていく。今回のTTPにおいても、知的財産は保護される、強引に人の知的財産を国の力によつて奪うことはできない。あるいはまた、労働や環境の規制もあります。そして、国有企業の競争条件の規律など幅広いルールを定めているわけでござい

ます。同時に、生み出した利益が一部の企業だけに集中しない、多国籍企業に集中しないようにしていくことも大切であつて、これはまた国内のシステムにこれは由来するところもあるわけでござい

ますが、今回の例えばTTPのようなものは、大企業だけではなくて、中小企業にとつても同じルールでこの十二か国で仕事ができる。一国一國であれば手続も大変ですし、出ていくことにちゅうちよするわけでありますが、ルールで守られているということで、中小企業にも中小企業で働く人々にも利益が行き渡る可能性があるわけであります。

同時に、取引条件、例えば国内で輸出企業、輸出大企業が利益をどんどん上げていくけど、その製品を作るために国内で下請企業に対して苛烈な条件を課したままであつては、これは一部の大企業だけが利益を得るわけでありますが、しかしそうしてはならないということで取引条件の改善に我々は経済界とともに取り組んでいるわけでありますし、そしてしっかりと賃金が上がっていくように、あるいはまた最低賃金をしっかりと上げていく、そしてセーフティーネットをしっかりと張つていく、そういうことを行いながら、富の再分配機能もしっかりと機能させていくということ

を併せ持つてこの自由貿易をしっかりと進めていくことが大切であつて、このように考えております。

〇二之湯武史君 全く私もそのとおりだと思つております。今の総理の答弁には、自由貿易そのもの

の重要性とともに、分配であり、また各国の経済政策によつてそれをしっかりと配分していくことが重要だというお話だつたというふうに思ひます。私もやはり、TTPのような自由貿易体制で得られた利益をどのように国民に分配していくのか、これは当然、政府の部門による再分配も重要でありますし、一方で、この資本主義というフィリターを通して国民に還元をしていく、言わば日本型資本主義という経済の国柄のような視点が非常に重要だというふうに思つております。

では、今日の我が国の資本主義においてどのような傾向があるのか。まず、一枚目のパネルをお願いいたします。(資料提示)

このパネルを御覧いただきますと、上場企業の利益が過去最高を記録していると言われる中で、株主の分配は増加をしておりますし、一方で労働分配率は低下をしております。一方で労働企業の利益が投資や賃金になかなか向かつていないという議論がよく聞かれますが、実は株主配当や自社株買いにはしっかりと向いてい

るのです。総雇用者所得や実質賃金もようやくプラスになり、アベノミクス効果が発現をしているというの

は事実であります。本年七月時点の世論調査においてもまだ効果が実感できないという回答が七割という状況であり、これは与党としても真摯に受け止めなければならぬというふうに思つております。TTPによつてグローバル企業を始めとした企業の収益力を強化すると同時に、その収益を国民にしっかりと分配をしていくということが重要だと思ひます。なぜなら、日本のGDPの六割は個人消費でありますし、その担い手は企業で働く社員の皆さんだからです。

そこで、私が提案したいと思つてゐるのが、公益資本主義という日本型の資本主義の在り方です。総理のおっしゃる瑞穂の国の資本主義と同じ意味だと、同じイメージだと私は勝手に思つてゐるわけですが。

次のパネルを御覧ください。公益資本主義は、株主のみならず、社員や取引先、また地域といった社中全体への分配、中長期的な投資、そしてたゆまぬ企業家精神、この三本柱から成る概念であります。

政策の一例を御紹介をいたしたいと思ひます。次のパネルを御覧ください。

例えば、キャピタルゲインの課税において、短期の取引の税率と中長期の取引の税率を、中長期を優遇していくことによつてそういった中長期投資を促進していく、保有期間が長くなると例えば配当金も高くなつていく、重要な議決案件については中長期の保有者にその議決権を限る、株主分配と社員の分配をリンクさせていく、こういうこと

です。まだまだ構想段階ではあるんですが、こういった国民をしっかりと豊かにしていくという政策体系であります。

これは、ある自動車会社の種類株の概要であります。昨年発行された株であります、この株は五年間売却できないわけですが、元本が保証されています。そして、保有期間が長くなるにつれて配当が高くなるという仕組みになっております。

こういつた仕組みに共感をする中長期の投資家から、結果が出るまで時間の長い次世代のイノベーションの研究開発資金として五千億円を調達しているということでございます。まさに私はこういうものが日本型の資本主義だというふうに思ひます。これ、英米のマーケットではこういった資金調達はなかなか難しいんじゃないかなというふう

に思ひます。TTPのような自由貿易体制から得たGDPの拡大を、こうした公益資本主義のような政策体系全体によつて確実に実質賃金の上昇につなげていく、国民を豊かにしていく、そういった仕組みを私はしっかりとつくり上げていく必要があるというふうに思つておりますが、総理はいかがお考えでございますでしょうか。

〇内閣総理大臣(安倍晋三君) この公益資本主

義、原文さんが主張されている考え方であります。委員長も大変お詳しいわけでございますが、大変魅力的な考え方だと思つております。

基本的には、我が国というのは古来より、額に汗して朝から田を耕し、そして水を分かち合い、秋には共に五穀豊穡を祈り合つてきた民族でございまして、一人の人が全部取つていく、それを取つた人が分けるという、そういう社会ではなかったんだらうと、こう思ひます。ですから、我が国にふさわしい資本主義の在り方にこの考え方は似て

いるのではないかと、このように思ひます。

そこで、ただ所有する、あるいは株を動かすだけで利益を上げてそこに利益が集中するという社会であれば、やはり社会はゆがんでいく、そしてそれに耐えられなくなつた社会が、これはそのときに大きな変革を求めて混乱するということになつてしまふんだらうと、このように思ひます。

いづれにせよ、頑張つた人が報われる、汗を流した人が報われる社会をどのようにつくっていくか、そして一人の人の富が集中しない社会をどのようにつくっていくかということが大切ではないか。こうした新しい発想に取り組んでいく上においても、しっかりとまずは生産性を上げて競争力を付けていく。

幸い、今、企業は過去最高の収益を上げてゐる。収益を上げていく中において、しっかりと分配を考へていくことが求められているんだらうと。それは、今おっしゃつたように、ちゃんと賃金を上げていく、もちろん株主の利益を回していくことも重要ですが、そしてさらに未来への投資をしっかりと行つていくことによつて経済を回していく、成長と分配の好循環をしっかりと回していくことがより良き未来につながっていくのではないかと、このように思ひます。

〇二之湯武史君 総理、ありがとうございます。

私はやはり、こういった何となく概念やイメージで今捉えられているようなこの資本主義の在り

方みたいなものをやはり具体的な政策体系に仕上げていく、これが次世代の国会議員の使命の一つではないかなというふうに思っております。国会議員の有志で公益資本主義の研究会を立ち上げまして議論を始めました、座長はまさに委員長にお願しているわけですが、そういう成果を是非ともまた総理と議論させていただきたいというふうに、このように思っております。

最後になりますが、私は、二十一世紀というのは本当に人類にとっての理想の世紀にしなければならぬというふうに思っております。環境や食料、エネルギーやテロといった人類そのものの生存を脅かすような危機に直面する可能性すらあるのが二十一世紀だと。

そんな世界の中で、例えばアメリカや中国といった世界のリーダーを自任する国、確かにすばらしい国はあるんですが、時に余りに露骨な国益が見え隠れする。また、他国の文化的また歴史的な背景に配慮をしていく、そういったところがやや欠けている部分も私は見えるのが事実ではないかなというふうに思っております。そんな時代にはそれぞれの国が一国主義を掲げて弱肉強食の割り合いをするだけの国際社会では駄目であって、やはり分配や環境、持続可能な経済、そういった大きな概念を公益資本主義若しくは瑞穂の国の資本主義という政策体系につくり上げ、それを各国に紹介をしていく、それこそが二十一世紀の地域や世界の平和、安定に貢献するんだというふうに思っております。

先日、我が党の山田俊男議員が引用されていた総理の市場経済についての発言、強欲を原動力とするのではなくて真の豊かさを知ると、こういう発言がございました。これ、平成二十五年の三月でありまして、私、そのとき、当時、候補予定者として毎日朝の駅頭から活動していたときにその総理の発言を聞いて、こうしてリーダーの下で仕事したいなというふうに思ったことを記憶しております。

そういった、総理がおっしゃるこの瑞穂の国の

資本主義、こういったものの具体的な政策体系をつくり上げて、そしてそうしたTTPPのような枠組みを通じて途上国を中心に世界に発信をしていくと、そういうことが我が国の国益はおろか人類全体の利益にかなう、それぐらい大きな私はビジョンを掲げて、二十一世紀の日本外交があるべきだというふうに思うんですが、最後にそういった総理の考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに、今委員は、先ほど、この新しい資本主義の形、その概念を具体的な政策として挙げられた、これは大変大切だろーと思っております。まさに、二之湯さんの世代の皆さんが新たな政策をどんどんこれを打ち出している、かつて石原大臣も政策新人類と言われた若き日があったわけですが、二之湯先生にも新しい政策で台頭する政治家として次々と未来に向けたアイデアを出していただきたい。つまり、世界はまさに岐路に立っているんだろーと思っております。世界において一部の国が、一部の

そして企業がほとんどの富を集中してしまうのか、そして混乱する世界に入っていくのか、そうではなくて、新しいシステムを考えていくかという時代に入っているんだろー。是非そのときに、日本から二之湯先生を中心とした皆さんによって新たな政策体系を打ち出していただきたいと期待をしております。

○二之湯武史君 今、非常に力強い激励の言葉をいただきました。そう言われるまでもなくやろうと思っておりますので、是非こういって場を通じてまた総理としつかりと議論させていただきたいと思っております。

今日はどうもありがとうございます。○櫻井充君 民進党・新緑風会の櫻井充です。今日は発言の機会をいただきました。林委員長を始め理事の皆さん、そして委員各位に改めて感謝申し上げます。

まず、安倍総理の、私は、外交姿勢というんでしょうか、政治姿勢について質問させていただきます

たいと思います。

この国会で、アメリカがTTPPに参加しないということが決まればですけども、正直申し上げて発効されることもなくなるわけであって、そうなるべくと、この委員会でも議論している意味がどこにあるんだろーかと、こう我々はいつも申し上げておるところです。その中で総理がおっしゃっているのは、日本が批准することによってアメリカの背中を押すんです。これは一つの考え方だと思っております。ただし、私は、背中を押すのはトランプ次期大統領ではなくてオバマ大統領ではないのかと。なぜならば、現在の大統領はオバマさんであって、それからこのTTPPの提案者の一人でもあります。

そういうことからすれば、日本がこれだけのことをやってきていて、最後の仕事としてあなたがきちんとまとめなさいと、そういうことを本来であれば安倍総理から申し上げるのが私は筋ではないのかと思っておりますが、総理のお考えをお伺いしたいと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このTTPPの批准については、いわゆるレームダックセッションがオバマ大統領にとっては最後のチャンスになるわけでありまして、同時に、これは、アメリカはまさに三権分立が非常に重要な種クリアでありまして、大統領府とそして議会、議会にも民主党の指導者がいるわけでありまして、それは大統領とは別に、議会の指導者それぞれが判断を下していくわけでございますが、その中では大変厳しい状況があるのは事実でございます。

ただ、オバマ大統領にも最後のリーダーシップを発揮していただくべく、さきのリマにおいても、TTPP首脳会議を開催するよう我が国から米

国にも働きかけを行い、そして米国もその判断をし、十二か国のTTPP首脳会議が行われたということではないかと思っております。

とを申し上げるのではなくて、オバマ大統領にこそ今申し上げることではないのかと、そういうふうに質問させていただいております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そのことは、もうオバマ大統領との関係においては、是非、リーダーシップを発揮する中において、米国の議会における批准をよろしくお願いをしますよということとは再々申し上げてきているわけでございます。しかし、選挙の結果もあり、それは私が申し上げたから、分かりました、じゃ、できますよという話では全くないことは櫻井さんも御承知のとおりなんだろーと思っております。

働きかけを行っていないかということではなくて、これはもう再三、これずつとこの一年間ぐらいたった状況についてお互いに情報を交換しながら、あるいは連携しながら、しっかりと二人の間で緊密な連携とさまざまな情報交換をしながら、どうしていかうかということとは相談し続けてきているわけでございます。

○櫻井充君 ちよつといろいろあるんですが、ただ時間の関係もあって、であるとすると、先日、我が党の議員が本会議のところで質問された際に総理はこう御答弁されたんですが、こういう趣旨のです。オバマ大統領とは余り話している内容もなかったので立ち話でした、トランプさんには時間を取っていただいている話をしたんだと。

ただ、済みません、今日はこれ、マスコミの報道ベースなので、裏を取っていないので事実関係だけ確認させていただいたんですが、アメリカ側の政府から、前例がないのでこういうことをやめてほしいんだと、そういう依頼があったというふうに書かれているんですが、これは事実でしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは全く事実ではございません。恐らくそれが事実でなかったことはいづれ明らかになるんだろーと思っております。

トランプ次期大統領との会談についても、現政権ともこれ当然連絡を取りつつ、こちらも判断をさせていただいたところでございます。もちろん

この形式においては、私も、言わば二人大統領が存在しないような対応をしなければならぬということこそ、私も我々考えていたところではないかと、そういう関係については話をいたしますし、また、トランプ次期大統領自体も、この委員会でも何回もお話をさせていただいたように、トランプ次期大統領自体も、それがまるで現職の大統領との首脳会談のような形になることは避けなければいけないということは、強くそれは意識している中においてアレンジをしたところでございます。

いづれにせよ、このトランプ次期大統領との会談が決まったから、言わば、例えば会談を行ったから私とオバマ大統領との関係が何かに大きく変わったかのごとく報道もございしますが、それは全く違うというところは、いいおひらかになると、このように思います。

○櫻井充君　じゃ、もう一度確認だけさせてください。

この新聞報道によると、トランプ氏はまだ大統領ではない、前例のないことはしないではないという強い異議を日本政府に伝えていたことが分かったと、こういう記事がありますが、これは事実と違うということでしょうか、いいんですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三)　そういう事実はございませぬ。全くないわけではございませぬ、オバマ大統領との間には、リマでの立ち話がどういうものであったか、これは決して意味のないものではないわけではございまして、それに至るまでも十分に連携を取っているわけではございまして、私とオバマ大統領との間においてはしっかりと連携が取れていたということは、これはいいおひらかになると、このように思います。

○櫻井充君　もう一点確認させていただきたいんですが、この間の御答弁では、話し合うことも余りないとは、そういう趣旨の話をされておりましたが、立ち話程度でよかったんだと。

この記事によると、本来であると首脳会談を予定して調整していたんだけど、こういうことがあつたので首脳会談が実現しなかったと、そう報道されてきていますが、これも事実ではないということですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三)　それも全く事実ではございませぬ。元々リマにおいては非常に時間が限られておりますので、そこでは必要なこと、話すことがないわけではもちろんありません、重要なことがございまして、ですから、そういう重要な話をさせていただいております。

外交というのは、その中の、言わばアヒルの水かきの話をさせていただきまして、すうつと水の上を動いているように、下は一生懸命水かきでかいているわけでありまして、それが表に出ることもありませんし、表に出ないこともあるわけでございますが、今申し上げましたように、いいおひらき御理解をいただけるのではないかと思います。

○櫻井充君　まあ、いいおひらきに決着が付くのかはこれからの経過を見ていきたいと思っております。

先ほど二之湯議員とのやり取りをお伺いして、確かに自由経済に対しては私も全面的に否定するわけではありませぬ。ただ一方で、保護主義が悪かのように総理がよく御答弁されているのですが、どこまでが一体保護主義に当たると、先ほど二之湯議員との議論を聞きながらですね。

例えば、ガット・ウルグアイ・ラウンドのときに、総量規制から、農水省の説明によると、関税を掛けてガット・ウルグアイ・ラウンドの対策を行ってきたんだと、そういうことでした。その結果、農産品などある程度守られてきたんだと、そう思っています、こういったことは保護主義政策に当たるとは思いませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三)　何が保護主義かどうかというところであります。

私は、その保護主義が悪とか、善悪で申し上げたことではないわけではございませぬ。言わば、現在、世界経済が大きな下方リスクに直面する中で、これ、世界的に保護主義が台頭しているのは事実であります。これ、どこまでが保護主義でどこまで

が保護主義でないか。我々が、では重要五品目守つたのは保護主義かといえ、決してそれは保護主義ではないわけではございませぬ。私たちが、自由貿易の中でしっかりとしたルールとともに、それぞれが、それぞれの国々が特徴ある農業についてこれを守っていくことができるということは当然のことだろうと、こう思っているわけではございませぬ。

しかし、かつては世界恐慌の中で極端な保護主義が紛争の芽を育てたのは事実であつて、それが結果として戦乱につながつていったのは事実だろうと、このように思います。自由貿易の重要性はこのような歴史が証明をしているわけでありまして、極端な保護主義が紛争の芽を育てるのは事実であらうと思ひます。

ですから、その中で自由貿易こそが世界の平和と繁栄に不可欠であることを認識をして、時計の針を逆戻りさせてはならない。言わば、何回もこの場でもお話をさせていただいたように、かつては、戦前は版図の広がりが経済力であつたわけではございまして、そこで絶対生活圏とかレーベンスraumといつて領土を拡大していった。しかし、戦後はむしろ、大きく版図を縮小した日本とドイツがなぜ戦前よりも大きな経済を持つに至ったかといえ、これはまさに自由貿易の恩恵以外にはないといふ、こう考えるわけではございませぬ。

同時に、そこで大切なことは、言わば関税だけではなくて、フェアで自由なこのルールがしっかりと確立をされること。今や、この関税だけではなくて、むしろこのルールをしっかりと確立していくことに重心が置かれていくと、このように思ひます。

○櫻井充君　おつしやるとおり、ルールを確立していくことはすごく大事なことでと思ひます。

例えば、中国を訪れた際に、ゲームソフトの海賊版がもう本場に大量に出回つていて日本の国益を損ねていますから、そういう点でいえば、知的財産権をきちんと守っていくということは、これは大事なことであることは言うまでもありません。

ん。ただし、どこまでが保護主義なのかということ、我々が何でもかんでも門戸を開放すればいいというものとはちよつと違うと思ひます。

まず、違う視点から日本銀行にお伺ひしたいと思いますが、今日は一番常識的だと思ひれる中曾副総裁に来ていただいていますけれども、私は以前、福井総裁から教えていただいたのは、グローバル化が日本の物価の押し下げ要因の一つになつてきているんだ、むしろこれが強いと、あの当時はそう教えていただきましたが、グローバル化が進んでいった場合には、一般的に申し上げて物価は上がったいくものなのか、それとも下がっていくものなのか、これについて御答弁いただきたいと思ひます。

○参考人(中曾宏君)　一般論として申し上げますと、経済のグローバル化は、世界的な供給力の増加に伴ひまして、輸入物価の下落を通じて物価下落要因となり得ます。この点は先生の御指摘のとおりだと思ひます。一方で、例えばグローバル化の進展に伴ひまして新興国などの成長力が高まりますれば、これは世界的な需要を増加させる要因になります。このことは、グローバル化された経済におきましては、国内の需給を改善させて物価上昇要因となり得るものでございませぬ。また、その上でということになります、中央銀行は物価の安定を実現するよう金融政策を運営しているわけではございませぬ。

このように、グローバル化に伴ひます世界的な需要増加ということまでを含めて考えますと、グローバル化が物価下落要因になるのか、あるいは上昇要因になるのか、これは必ずしも確定的なこととは言えないというふうな思ひます。

○櫻井充君　それは、そうすると、私が福井総裁の時代に教えていただいたことと今の日本銀行の考え方は違つているというのですか。

○参考人(中曾宏君)　福井総裁の当時の講演などを見ますと、基本的には同等のことを申し上げているというふうな認識をしてございませぬ。

○櫻井充君　ただし、一般的に申し上げれば、安

い商品が入ってくるので物価が下がってくるというのとは一番最初の現象として起こってくるものなんだと思っています。

安倍総理は、デフレからの脱却だと、そうずっとおっしゃっていて、物価が下がっていることが経済を悪くしている最大の原因だと。そのためにデフレから脱却していくんだということであつたとすれば、一義的に申し上げれば、こういう自由経済を進めていった場合には、物価を下げることにつながっていく、今総理が目指していることと経済対策とちよつと異なってくることもあるんじゃないでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 確かに、安い労働コストの中において物を生産し、そして自由貿易の中で輸出をしていけば、それを受け入れた国の物価を押し下げる要因にはなるわけでありますが、物価を決定するのはそれだけではないわけでごさいます。それだけであれば、まさにマクロ経済政策なんというのは要らなくなってしまうわけでありまして、まさに、マクロ経済政策の中で金融政策を日本銀行が責任を持って立案をする。そういう言わば自由貿易であれば自動的に物価が下がってデフレに入っていくということであつたら、これは世界中が実はデフレに入っていないやいわけでごさいますし、EUはややこの危険性の中においてECBが政策を取っているわけでごさいます。そういうことも勘案しながら、日本銀行においては適切な、あるいはまた大胆な金融政策を行うことによって物価安定目標の二%に向けて着実に歩を進めていただくことを期待をしているところでごさいます。

○櫻井充君 繰り返になりますが、一般的に言えば、安い労働者の方が作っている商品は安く売れるわけであつて、日本企業が海外に行っているのは二つあると思います。一つはマーケットを確保するために、もう一つは安い労働者に生産してもらつて安く物を作っていくために。これは当たり前前にもやってくることであつて、それが

全面的に私は否定されるものではないと、そう思っています。

その上で、ちよつと時間がないので、これ、アメリカがもし万が一抜けた場合には日本の経済的メリットというのはTTPにおいてどの程度になると試算されているんでしょうか。

○国務大臣(石原伸晃君) この点につきましても再三再四総理も含めまして御答弁させていただいておりますが、TTPのモデルが十二か国であるということ、アメリカが抜けたらどうこうというような数字は持ち合わせておりませんけれども、仮定の話で申し述べさせていただきますと、我が国のTTP参加国貿易に占める米国の割合、輸出、輸入で六割、四割というものがございまして、総じて言えばおよそ五割になります。

したがいまして、具体的な関税の引下げ幅や貿易円滑化の程度というものは、TTPのその相手国によつて多少の凸凹はございすけれども、経済効果の源泉が貿易の拡大にあると、このTTPはそこを原点上に置いておりますので、そういうことを踏まさせていただきますとするならば、目安としてございすけれども、経済効果はこれまで申し述べさせていただいているものの半分程度になつてしまつて考えて差し支えないのではないかと考えております。

○櫻井充君 ありがとうございす。

半分程度なんでしょう。もうちよつと大きいかもしれない。というのは、工業製品のみについてですが、TTPによつて初めて関税が撤廃されるのは僅か三か国でして、それからもう二国間のEPAで締結済みところが五か国あつて、それからほぼ関税がゼロだということが三か国だとすると、TTPによつて関税が撤廃されて、それによつて輸出が単純に増えるかどうかは分かりませんが、影響を受けてくるのはこの三か国だと思います。(資料提示)

ただ、この中で見ていただくとお分かりのとおり、アメリカとそれからカナダとニュージーランドを足し合わせた数は十分の一でしかないとい

うことになつてくると、先ほど御答弁いただいた半分程度ということにはならないんじゃないかと、そう思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(石原伸晃君) 先ほど御答弁させていただきましてとおり、十二か国のものでの貿易またルールが円滑化する、また新たに企業活動が活発化するというモデルでGTAAPを回させていたいただいておきますので、米国の材料にどの程度ということをお願いする具体的な材料がない。委員の分析は分析として承らせていただきますが、目安としてはおよそ半分程度。もちろん、既にEPA等々結んでいるところがありますから、そこでどういふ変化があるということまでは定量的なモデルを申し上げませんので何とも言えないということとは是非御理解をいただきたいと思ひます。

○櫻井充君 この条約を批准するかどうかというのはすごく大事なことです。つまり、これから貿易協定どうやって結んでいくのかという中で、アメリカがいる場合とアメリカがいない場合で、要するに我々政権のときもそうでしたが、TTP交渉、TTPをまとめることによつてこれだけの経済的メリットがあるから我が国にとつてプラスだから進めていきたいと思いますということになつていて、そのアメリカ抜きの場合にどの程度になるのかという試算がされていないということ自体は私はすごく問題だと思つていて。

委員長にお願いですが、改めてこの試算をこの当委員会に提出していただきたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○委員長(林芳正君) ただいまの櫻井君の件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○櫻井充君 それから、TTP交渉に入る際に、我が党にも賛成派、反対派の方がいらつしやいます。ただ、その際に委員各位の共通している点があった一つだけありました。それは何かというと、入場料を払つて、要するにアメリカに頭を下げてまで入るのはやめようということでした。

しかし、今回の経緯を見比べると、平成二十五年の二月の二十二日に日米の共同声明がなされていて、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びTTPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、こう書いてあつて、そのことの中で、今日は保険のことについて伺ひしていきたいと思います。結果的にはこの共同声明を受けて保険はどのような措置をされたんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) TTP協定においては、言わば保険というのは、例えば民間の医療保険の参入あるいはまた混合診療の解禁のような問題だとすると、我が国の公的医療保険制度に影響を与えるような内容は一切これは含まれていないというのは御承知のとおりだろうと思ひます。

我が国では、国民皆保険の理念の下に、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療とすることとしておりまして、また、高度で先進的な医療についても、保険収載に必要な科学的根拠を集積をし、安全性、有効性等の確認を経た上で中央社会保険医療協議会において議論を行い、保険給付の対象としていくということとしているわけでごさいます。

ですから、そういう意味におきましては、この医療保険の分野においては影響を与える内容は含まれていないということは申し上げておきたいと、このように思ひます。

○櫻井充君 公的保険については、元々除外されているといひますが、TTPの場合には多国間交渉で、一つの国が反対すればこれは認められないというルールになつていて、私の記憶が正しければ、カナダとそれからアメリカは二国間でFTAを結んでいて、そこで医療保険が除外されているので、医療保険そのものの、国民皆保険制度に影響は私はないと思つてはおりました。

一方で、アメリカ側の、今、主力産業は保険になつてきているわけですが、これを見ていただきたいんですが、がん保険の保有契約者件数です。

外資系のA社が全体の六七%を占め、B社が五・六%。その他の外資系が七・二%、日本国内の企業は僅か二〇%程度しかなくて、民間のがん保険はほぼアメリカに、外国企業に席巻されている状態になってきています。

なぜこうやって海外の企業がシェアを席巻するようになったのでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは御存じのように、一九七四年に遡るんだと記憶しますけれども、一九七四年当時に、いわゆるがん医療に特化した保険商品というものの経験を日本は有しておりませんでした。それが元々の始まりで、このがん保険というのが、アメリカというか、外資系の保険会社になったんですが、その後、がん以外のいわゆる糖尿病やその他に對しても、いわゆる保障のニーズというものの高まりが増えてきたのに合わせて、我々として、日本としても民間の医療保険とか、また既存の死亡保険の特約として医療保険とか医療保障の提供が拡大してきております。

その結果として、今おっしゃるように、単品のいわゆるがん保険というのを見ますとこういう形状になっておると思いますが、一方、がんの保障を含めた第三市場というんですかね、第三分野の全体の市場規模はこの単品のがんの十四倍ぐらいに今膨れ上がっておりますので、そういうものを見ますと、第三分野全体で見ますと、国内保険会社のシェアは約六七%までになっているというように理解をしております。

○櫻井充君 確かに、日本の企業の、何というんですか、パイを占める割合というのは増えてまいりました。

ただし、これから申し上げたいのは、トランプ次期大統領が二国間交渉にしていきたい、二国間でFTAを結びたいというお話をされてきていて、二国間で結んでくるとかなり大変なことになるんじゃないかと。榊原英資さんという元財務官僚がTPP交渉に反対していた最大の理由は、自分が交渉しても、実はこの保険のところで相当や

られてしまったんだと。

その経緯をちよつと簡単に御説明させていただきますと思いますが、一九九三年に日米保険協議が開始されました。いわゆる生命保険というのは第一分野でして、それから損害保険というのが第二分野、この医療保険の分野が第三分野と言われておりました。第一分野と第二分野についてはもう垣根を取り払いましょう、自由化しましょうというところで第一分野と第二分野相互乗り入れ、要するに生保会社が損害の商品を売れるとか、損保会社が生保の商品を売れるようになったわけですが、第三分野は自由化されませんでした。

そして、第三分野が自由化されるようになったのは二〇〇一年ですが、この五年間何をやらされていくのかという、日本の企業は第三分野の商品は売ってはいけないう、これ日本国内においていけないと、そういうルール、先ほどからルールのお話がありましたが、物すごく不利なルールを押し付けられた結果、ずつと第三分野に関して言うところの日本の企業はなかなかシェアを伸ばすことができなかった、これが現実です。ですから、そういう意味において、交渉事というのは極めて大切で、二国間交渉になってくるとかなり厳しいものだとおっしゃいます。

現実、この企業のシェアを伸ばす、先ほどA社と出しましたが、A社が伸びていっている理由がもう一つ私はあると思っていて、それはなぜかというと、郵便局で今がん保険の取扱いはその会社たった一つなんです。私はおかしいと思います。販売代理店であるとなれば全ての商品売れるというのが保険業法で定められているはずなのに、残念ながら、ある一社しか売れないようになってきている。これがまさしく先ほど申し上げた、共同宣言の際に何らかの措置をとらなきゃいけないんだと言われた結果になっているんじゃないかと思いが、総務大臣、いかがですか。

○国務大臣(高市早苗君) 平成十九年十月に郵政事業が民営化されました。民間企業である日本郵

政グループがどの社のがん保険を取り扱うかについては、日本郵政グループの経営判断でございまして、

ちなみに、日本郵政グループ、当時は郵便局株式会社がございましたが、がん保険の商品供給会社を公募した上でアフラックを選定したのは平成十九年十一月のことでございます。

なお、日本郵政グループは、ちよつと中継を御覧の方が誤解されると困りますので、日本郵政グループはかんぽ生命以外の二十二社の保険商品を取り扱っております、うち十九社が国内保険会社であるということも申し添えます。

○櫻井充君 これ、郵政民営化のところで僕は相当大きく絡んできているところがあると思っていて、なぜかという、アメリカ側からというのか、在日米商工会議所からずつと来ているのは、簡易保険がWTO違反であるとか、そういう話になってきていてターゲットになってきました。

私は、当時の齋藤社長とお話をさせていた、だいたときに、郵便局でも自分たちで自前のがん保険なりをつくって販売したいんだというお話をされていましたが、ある日突然この話が断ち切れた。なつた。これはまさしく、そのTPP交渉に参加するというのが決まってきたからこうなっている、済みません、これは事実確認してないで私の勝手な推測でそう申し上げていますが、こういうことが起こっている可能性があるのではないかと、私はそう推測しているんですが、もちろん、麻生大臣が今、手振っていらつしやるので、麻生大臣、私の考えは間違っているんでしょか。

○国務大臣(麻生太郎君) 基本的にこの種の話は、先ほど総務大臣から答弁があったとおりでありまして、簡易保険会社は、当時総務大臣やつていましたからあの種の話は結構詳しく知つていてつもりですけれども、少なくともこういつた交渉というのを個別にやられると、大いにやられるというのか、榊原のやられた経験の話も出ていましたけれども、それを一対一でやられたら大きな国の

方にやられる可能性が高いのは常であります。何もこれに限つた話ではないんです。

したがって、今総務大臣から答弁があつておりましたように、これは保険会社をどこにするかというの、これは郵便局でお決めになる話で、これは今、経営主体は郵便局ですから、郵便会社がやつておられますので、我々が介入してこの会社にしるなんていう立場にありませんから、そういった意味では、是非そこところは、いろんな入札をされた結果、これになったんだというように理解されるのがしかるべきだと思つております。

○櫻井充君 まあ、あとはこれはこれからおいおい分かつてくることになるのかもしれませんが、実は優遇税制が掛かっています。元々の税制上と数年前に税制が変わりました。生命保険だけだったものが、生命保険から独立して、医療保険も含めて、医療保険は医療保険で独立して減税になってきています。

私は、国民皆保険制度があつて、我が国として減税まで行つてこういう保険に加入すべきだということ推進するのは筋が違つてきていると思つてはいるんですが、大臣のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のありましたように、民間の保険会社が提供するいわゆる医療保険につきましては、保険料を負担する契約者がその支払った保険料に依じて一定の金額の所得控除というものを受けることができるというのが、生命保険、医療の保険制度が適用される、もう御存じのとおり。その生命保険料控除制度というのが、生命保険が有しております公的保障を補充するいわゆる私的保障としての役割を踏まえまして、保険契約者の自助努力というものを支援するというものと位置付けられているんだと、私どもはそう理解しております。

したがって、いわゆる少子高齢社会が今急速に進んでおります中、公的保障を補充するいわ

ゆる私的保障の役割というのはこれは引き続き重要なものは当然であって、生命保険料の控除制度というものはこうした観点から一定の意義というものはやっぱり有るんじゃないでしょうかね。

○櫻井充君 補充する意味で必要であればそれは補充することはいんですが、これが行き過ぎると公的皆保険制度に相当影響してくるんじゃないかと思っておりますが、塩崎大臣、いかがですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) これは、先ほど総理から、基本的に公的医療保険制度への影響というものはTPPによって新たにあるわけではないというところを申し上げたとおりであります。民間の医療保険などが増えてきたときにどうなのかと、こういうお尋ねかと思えますけれども、どういうような医療を対象としようとも、その商品が開発をされるわけでありまして、我が国では、広く国民が、例えば先進医療、これは言ってみれば保険適用と保険外とを同時に提供するということも必要かつ適切な医療を受けられるように公的医療保険の範囲を設定をしているわけでありまして、公的医療保険外の民間のものが増えたとしても、公的医療保険によって適切かつ必要な医療はカバーをしていくという公的医療保険の制度そのものは何も変わらないことだというふうに思っております。

○櫻井充君 実は、そこは僕は全く違うと思っていて、なぜならば、竹中さんが経済財政諮問会議のトップだった際に、公的給付を抑制いたしました。公的給付を抑制したことが、総医療費は抑制しないということになりました。そうすると自己負担が増えることになりました。その自己負担分が誰がカバーするのか、本人がカバーしてくるのか、それともこういう民間保険が出てくるのか。

つまり、元々公的給付を抑制するということから、それは何かというと、民間保険の出番を増やしたいがために、あの当時、名前を出して恐縮ですが、宮内さんとかですね、規制改革会議で何

をやられたのかというと、混合診療になりますよと。ですから、高度先進医療にどんどんどんどんこれを組み上げてくる、このことは悪くないんです。なぜならば、これを組み上げてこない、そこを上げてこない、混合診療、ちよつと時間がないのではいりますが、そこを認めてもらえる医療にならないからです。

ただし、問題はここからでして、その高度先進医療の中に組み入れられたものが保険収載されなければ、低所得者の方々は実は保険で受けられないんです。例えば、重粒子線などがんの治療に使われてきていますが、これは三百万円掛かります。これは保険に入っております。今、民間の保険会社は何と言っているかというところ、この高度先進医療をカバーするんですと、そう答えているんです。

つまり、どういうことになっているのかというと、公的保険が圧縮されている分、高度先進医療の分野がどんどんどんどん広がってきているので、その分民間の保険会社の出番が増えるようなそういうシステムになってきているので、私は決して影響がないということではないと思っております。それからもう一つは、こういうやり方が私は国民のためにはなっていないと考えるんですが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 言わば公的な負担を減らすために、公的負担という税金の投入という意味、また保険料も含めて、これで保険収載をしているものについてはまさにこれ保険で見ているわけで、保険料で見ているわけですが、これを、この支出を下げていくために民間の、という目的で民間の保険会社を入れるということはこれは毛頭考えていないわけでございます。

ただ、今、櫻井先生がおっしゃったように、果たして、では、どんなこの開発コストが相当大きくなくなっていく中において、非常に高い薬がどんどん出てくる中において、保険財政がそれで耐えられるかどうかという問題がある中において、では、組合せもあるのではないかという議論もある

のは事実、その民間の保険との組合せもあるのではないだろうかというこれは議論もあります。

ですから、そこはやはり、この患者の皆さんあるいは国民の皆さんの負担も合わせて、と同時に、先端的な治療、医療については誰にでもこれチャンス、門戸は開かれていなければいけないというところではございますが、ただ同時に、これちよつと話をまとめますと、最初に申し上げたように、言わば負担を抑えるためには民間の保険会社を入れて国の支出を抑えていくということ、そのために民間の保険会社を入れていくということは考えてはいない。ただ、申し上げましたように、高度化している中においてどういう組合せがあるかというところは当然議論としてあるだろうということでは申し上げておきたいと思えます。

○櫻井充君 済みません、時間になりました。アメリカでも実証されていることですが、公的保険とそれから民間保険でどちらが効率的なのかというのは、公的保険の方が効率的であるということ、これはこれ立証されてきています。ですから、公的保険を縮小するような方向になっていくのは私は間違いだ、そう思っています。

それから、麻生大臣から先ほどありました、二国間のFTAは強い方が有利になっていくんだと。これからアメリカとこういう交渉が進んでいく中で、やはり私はすごく大変なんじゃないかと思っていて、是非新しいルールを作る際に日本の国益にかなうようにしていただきたいということをお願い申し上げます。質問を終わります。

○川田龍平君 川田龍平です。会派を代表して質問させていただきます。ありがとうございます。

まず、櫻井議員からも質問がありましたので、一、二問目については飛ばさせていただきます。

三問目から質問させていただきます。政府はこのTPPによって雇用は失われないと言いますが、果たしてそれは事実でしょうか。フリップを御覧ください。(資料提示)

という数字、これは事実かどうか、お答えください。

○国務大臣(石原伸晃君) 大変失礼いたしました、経済分析でございますので、私から大まかな数字を申し述べさせていただきますと思います。

先ほども櫻井議員との間でアメリカを抜くとおおよそ半分という話があったんですが、その根本にある数字でございます。GDPがおおよそ二・六%、二〇一四年を基準年にいたしますとおおよそ十四兆円増える。今御質問のございました労働供給についてでございますが、一・二五%、これに二〇一四年の就業者数を掛け合わせますとおおよそ八十万八千人の拡大が見込まれるということでございます。

○川田龍平君 この政府の試算では、完全流動性そして完全雇用ということ前提としてあります。これはまだで失業した農家がすぐにほかの仕事に再就職できると言っているのと同じです。このような非現実的な仮定を排除したアメリカのマサチューセッツ州のタフツ大学の試算によると、TPPで日本は七万四千人が失業し、アメリカもこれ四十四万八千人が失業するとしています。

考えてみてください。ベトナムのような国、労働者の賃金が日本の二十分の一、三十六分の一ということも言われていますが、この国との間で労働力を自由化することによって、TPPで賃金の高い日本の雇用がどうやって増えるんでしょうか。

○国務大臣(石原伸晃君) これはそもそも前提が全然違うんだと思います。すなわち、私たちの分析の基本にありますのは、これもこれまでの今日の議論の中に出ておりましたが、TPPを通じて貿易と投資が拡大いたします。それによりまして、もちろん一義的には、櫻井議員との議論の中で出ておりましたように、安いものが入ってくる、しかしそれによって、その安いものを作っている国の経済というのは成長しますから、需要も当然増えてくる、賃金も上がっていく。それと

もに、我が国の側も、考えていただければ、生産性と実質賃金が高まる、それによってまた賃金が上げられ、労働供給も増えていくというメカニズムで計算をいたしますと、先ほどお示しをさせていただきましており、八十万人の雇用増が見込まれる。

今委員が御指摘されておりますタフツ大学の分析は、TPPによつてこのプラスの部分を実算の中にいれておりません。その根本にございまして、それは、そもそも、これも先ほど議論があつた、じゃ、保護主義とは何か、あるいは自由貿易とは何か。すなわち、自由貿易は雇用に影響を与えるという前提で分析をしますとそういう数字になる。政府としては、大学の研究でございまして、これ以上のコメントは差し控えていただきたいと思いますけれども、前提の置き方によつて試算というものは大きく数字が変わってくるということは御理解をいただきたいと思います。

○川田龍平君 「政府は必ず嘘をつく」、こういう本もあります。余り本の宣伝はするなと言われたんですが、ここに書いてあるんですね。アメリカで、NAFTAによつてアメリカの失業者が増えていく、そういう自由貿易によつて政府の試算どおりではない形で失業が増えていくということが実際にあつたわけです。

次の質問に移りますけれども、このTPPについては、WHOや国際NGOの国境なき医師団がジェネリック薬の普及が阻まれるとして反対しています。これは政府がジェネリック薬普及率80%を目指すという我が国の目標に逆行していませんか。これ、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) TPP協定におけます医薬品のデータ保護期間のルールについては、日本の従来の制度と整合的だということは何度も申し上げてまいりました。新薬の開発促進と速やかな後発品のアクセス、このバランスの取れたルールになっているというふうに思っております。

途上国における後発医薬品、ジェネリックの普

及についてのお尋ねでございしますが、データ保護期間が経過をすれば後発医薬品の承認が可能となるわけですが、その普及においては、それぞれの国における医療保険制度の仕組みとかあるいは薬価制度、こういったものの影響というのが大きく受けるわけでありまして、データ保護期間だけで普及がどうなるか、大きな障害を受けるかということには必ずしも考えられないのではないかとこのように思います。

○川田龍平君 例えば、米国で問題視されているのが、エバグリーンという手法が使われた場合、半永久的に医薬品の値段が高止まりしてしまうというリスクが懸念をされています。政府は、この間、先ほど薬の値段は上がりませんが繰り返すだけでしたが、このエバグリーンという法についての対策や試算というのはちゃんと出しているのでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 私もちよつと通告を受けていなかったものですからにわかには答えられないんですが、もう一度御質問をお願いできますか。

○川田龍平君 このエバグリーンについて、も一応言つてありますけれども、既存薬の権利独占の長期化狙いで製薬会社が特許保護期間の延長を図り収益を極大化する経営戦略のことで、既存薬の新しい製造方法、新規用途などの後続特許を継続的に出願して特許による市場独占の範囲及び期間を拡大する手法ということで、このルールが認められると、ジェネリック薬が市場に参入するまでに長い年月が掛かるようになるわけですが、これについて試算しておりますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 試算自体は特にしていることではございません。

○川田龍平君 こういったこともやっぱりしっかりと試算するべきだと思つた。

私は、このTPPはもう既に終わりだと思つた。前回遅れになつていくと。

特にアメリカでは、クリントン政権が締結をしたNAFTAの、先ほども言いました北米自由貿易協定の下で、一部のグローバル企業と銀行だけが潤う一方で、第二次産業と雇用が失われたことから、アメリカ国内の労働者の多くがNAFTAやTPPなどの自由貿易に反発をするようになりまし

た。これ、アメリカでは四十年前よりも平均賃金が下がり、利益は上位の1%、その1%というのも0.01%の懐に入つていましてという状況になつています。さきの大統領選挙でも、二大政党の候補者は世論の反発するTPPの見直しを訴えて、トランプ大統領も就任式で離脱すると公表しています。

これ、総理は、今まだこのTPPを推進する理由というのは、誰のためでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それはまさに国民のためであります。

まさに今、米国の政権は移行期にあるわけでございますし、世界の中において保護主義が台頭しようとしているときこそ、自由貿易の重要性、そして日本はいつでも高いレベルのルールについて批准できるんだ、適応できるということをしっかりと示していくことが大切であろうと、こう思うわけでございます。

いづれにせよ、日EUのEPA交渉も行っているわけでございます。そして、御承知のように、日豪のEPAは既に成立をしている中において、米国のEPAは既に成立をしまえば、当然、日本市場において不利になつていくのは当然のことであらうと。そしてまた、RCEPに議論が移つていく中においては、RCEPの一番大きな経済は中国になるわけでありまして、ルールメーカーの中心的な存在が米国ではなくて中国になつていくのかという議論も起つてくるわけでございます。

しかし、今、日本がここでこの議論を閉じてしまふ、日本だけが承認しないということになれば、これはもう完全にTPPは死んでしまふわけでありまして、十二か国の中において、今、国内手続を止めたという国は一つもないわけでございます。ニュージーランドは既に批准をしているわけ

でございますし、豪州もマレーシア等々も、またシンガポールもそうです。そういう国々も国内手続はしっかりと進めていく、それは先般のリマにおけるTPP首脳会合でも確認をされたところでございます。

それと、先ほどの厚生労働大臣の答弁を補足させていただきますと、言わばジェネリックの出現が遅らされるのではないかと、データの保護期間との関係だろうと思つていますが、日本は元々これ八年でございまして、これは米国が十二年間だったものを八年になつて、八年でありますから日本は変わりがないわけでございますが、他の国々はそれよりも短いわけでありまして、短かつたところにとっては長くなるわけでありまして、その国にとってはまさにそういう課題が出てくると思うわけでありまして、日本にとつてはそういう影響はないと、このように考えております。

○川田龍平君 その話はちよつと違うんですけれども。

総理は、じゃ、グローバルイゼーション、これにおける国家の役割というのは何だと思つておられますか。グローバルイゼーションにおける国家の役割。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは、先ほど申し上げましたように、言わばこのグローバルイゼーションの中において、グローバルイゼーションとは何かということでありまして、自由貿易という点については再々申し上げているわけでありまして、日本がガツンと受け入れられ、そしてまさにその中で日本は経済を成長させてきたのは厳然たる事実でございます。言わば、かつては版図の広がりが経済力であつたわけでありまして、大きく版図を失つた日本とドイツがなぜ大きく成長することができて戦前の経済力を上回つたかといへば、これは自由貿易の恩恵でございまして。また、中国もWTOに迎え入れられたことによつて大きく成長を始めたわけでございます。

そして、明らかにその富は均てんされていくわ

けでございまして、国家においてはしっかりと主権を守っていく、そして国柄を守っていく中において、自由貿易、そしてグローバル化の現実の中においてしっかりと国益を守っていく、その国益を守っていくための働きをしつかりと国家が行っていくことが求められていると、このように考えます。

○川田龍平君 私は、国民の命や健康を守るのが国家の役割だと、政府の役割だと思いますが、総理は、この国民の健康や命、これ、国家主権なしに守れると思いますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、政府の役割の一番大きなものは、国民の生命を守っていく、そして財産を守っていくことであります。それを当然念頭に交渉を行っているわけでありまして、このTPPが国民の健康や命を脅かすことはないということとは再三申し上げているとおりでございます。

○川田龍平君 いや、非常に今も守られているとは言えない状況ですけれども。

自由貿易とグローバル化が進み過ぎた結果、多くの企業が納税という義務を逃れるようになりまして、公表されているデータだけでも、租税回避地に逃れた総額は八百十兆円と言われています。人件費が安く規制が緩い場所が生産して利益を拡大しても、それは、税収としては国に落ちるのではなく、タックスヘイブンに流れていってしまう。EU議会では、この租税回避の問題をグローバル化の深刻な副作用として規制する方向で動いています。

総理は、グローバル化における国家の役割とは何だとお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今言った課税の問題については、グローバル化と課税の問題については、まさに日本が世界に対して、BEPsをつくってこうした課税回避の動きを止めようということ、日本の財務省の浅川氏がまさにこれ、委員長ですか、議長となつてこのBEPsを取りまとめたわけでございます。

先般も、パナマ文書で有名となつてしまったパナマの大統領と私は首脳会談を行いました。しっかりとこれは情報を出し合うということを、これ世界で初めて日本とパナマが協定を結んだわけでございます。あと、これは多くの国々がこれに続いているわけでございますが、大切なことは、今委員がおっしゃったように、しっかりと国家がそれを認識しながら、様々なグローバル化あるいは自由貿易には副作用があるということを認識しながら、その中で対応を取っていくことが求められていると、このように考えます。

○川田龍平君 次の質問に移ります。

日米並行交渉の書簡は、これはTPPが成立しなくても有効なのでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 日米並行交渉の書簡が、今年二月、日米の間で交わした書簡であります。これは、日米並行交渉の結果として、日本側としましては、現状において実施をしている取組、さらには今後自主的に行う取組、これを確認する形で書簡を確定し、両国の間で書簡を交換する、こういったことに至りました。そして、その中で、TPP協定の発効までに行う、こういった旨が記載されています。

これ、実施期限を示したものでありますが、仮にこの具体的な期限、これが確定しない場合、これはあくまでも、現在実施している施策については変更することはないと考えておりますし、自主的に行う施策については我が国の判断でその適切なタイミングを判断して実施していくことになると考えています。

○川田龍平君 これ、TPPやらなくてもやるということですか。TPPには反対でも二国間協議には前向きなトランプの新政権というのが、今後日本に日米FTA交渉を突き付けてくる可能性は大いにあります。そのときにTPP交渉におけるこの日米二国間合意の内容をそのまま適用するということであれば、十二か国の合意を必要とするTPPよりも二国間の交渉の方が少なくとも私はじっくり国益を反映できる幅があるはずだと思います。

ますが、なぜアメリカ側に日本がほとんど丸のみをしたとまで言われた二国間協議の内容をわざわざこれスタート地点にするんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど申しましたように、交渉の結果、日米の間においては、我が国がこれまで既に取り組んでいる施策、そして我が国が自主的に我が国の企業等の利益等も考えた上で行うこうした施策、これをまとめる形で書簡を作つて、これを交わしたということでもあります。

これ、あくまでも、我が国がもう既に行つていくこと、そして我が国の国益も考えた上で自主的に交わした書簡の中には含まれておりません。そして、なおかつこれは法的拘束力のない文書であります。

いずれにしても、日米並行交渉の結果として、今年二月、そういった書簡を日米の中で取り交わし、確認をしたということでもあります。

○川田龍平君 これ、TPPに入るために妥結したようなものもあると思います。そういう意味で、ゼロから見直すべきだと思います。

そして、次の質問に移りますが、韓国のソウル市が学校給食の地産地消をやめた理由は何だったか、御存じでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、他国の地方自治体の施策について説明する立場にはありませんが、私自身が承知している範囲内で申し上げるならば、今現在、ソウルの特別市においては、学校給食において国内産農産物等の優先使用が奨励されていると承知をしています。

ただ、過去の経緯を承知している範囲内で申し上げるならば、二〇〇五年九月に韓国大法院は、学校給食に地元の農産物等を優先的に使用すること等を内容とする地方条例がWTO政府調達協定等に違反するとの判断を下したことがあると承知をしています。ただ、その後、韓国政府は、WTO政府調達協定改正議定書あるいは米韓FTAにおいて、給食プログラムに関する調達を義務の対象外として、政府調達の方式で運営する場合、学

校給食での韓国の農産物を優先して使用できる、こういった説明をして今おります。

結果として、先ほど申し上げましたように、今現在、ソウル特別市においては、学校給食において国内産農産物等の優先使用が奨励されているということでもあります。

○川田龍平君 これ、総理の地元の山口でもこの学校給食の地産地消というのは進めていると思えます、特に奥様もやっておられますけれども。このTPPに参加して、加盟国の投資家から自国優遇だとして提訴されるリスク、これが、この給食の食材に遺伝子組換え食品を使わないとしたソウルの市が学校給食条例などがアメリカの農産物への不当な差別に当たるとして米韓FTAに基づくISDSで訴えられるとして、ソウル市が先回りして自ら条例を廃止したと、今おっしゃっていたいただきました。

この地産地消を推奨していた韓国の自治体のうち、幾つの自治体が条例を廃止、修正したのか。アメリカ企業に対する海外市場での一切の差別と不利を認めないことについては、このTPPでは米韓FTA以上と言われている。日本の子供たちの健康を守るためにも調査をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) このTPP協定の政府調達の対象ですが、これは、地方自治体の場合、都道府県と政令指定都市に限られています。そして、これらの都道府県と政令指定都市については、この食料提供サービスの調達に関しては規律の対象外としています。仮に都道府県、そして政令指定都市が食料提供サービスを調達する形でなく、自ら食材自体を購入する場合であっても、一度に調達する食材の金額が一定額、約三千三百万円ですが、以上となるもののみがTPP協定の規律の対象となります。

ただ、これはTPPで初めてそういった対象になるというんじゃないでして、この基準額、既に我が国が締結済みのWTO政府調達協定の下で定められている基準額と変わるものではありません。

よって、T P P協定が発効したとしても、現状と日本の対応は変わることはないということであります。

○川田龍平君 これは、ほかの国では除外をしていたり、アメリカでは連邦法のみで州は入らなかつたりということで、本当にこれは公平公正な条約ではないと思っています。

次に、農水大臣に伺いますが、参議院は農水大臣としてまだ認めていないと思っていますけれども、T P Pで食品の輸入は増えるのでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 一般論で申し上げれば、関税が撤廃になる部分、国内輸入農産品の価格がその分安くなるというように考えます。そうなりますと、その分の輸入量が増えるということにおいては、これはそういう傾向になるだろうというように思っております。

○川田龍平君 じゃ、増えるということによろしいですね。

○国務大臣(山本有二君) ただ、G T A Pモデルでマクロ計算をいたしますと輸出も増えるわけがございますので、輸出、輸入双方が増えてG D Pが上がるという考え方に基づいております。

○川田龍平君 輸入の食品は増えるということ、先ほどの、今の試算も僕はずっと疑問に思っていたんですが、この輸入食品の増加を前提に入っていない国内農業への影響試算、政府はしていますけれども、これ、どう見ても非現実的な数字です。輸入量が輸出量と同じ額になるなんて考えられません。鶏卵やトマトなどの品目ごとに輸出がそんなに伸びるのでしょうか。これは本当におかしいので、引き続きこの委員会でも追及をしていただきたいと思いますが。

現在、日本に入ってくる輸入食品の検査は平均九十二時間掛けて安全性をチェックしていますが、T P P後はこの約半分の四十八時間になつてしまします。これではT P P後の増大する輸入食品の安全チェックは追い付きません。食の安全はどう守るつもりなのでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、四十八時間以内に

という御指摘がございましたけれども、この四十八時間以内の問題は、引取りのための要件が満たされていない場合には物品の引取りを許可することを要求するものではないということも明記をされているわけでありまして、我が国の食品衛生法に基づいて審査をし検査をする、そこで問題があつて四十八時間以上掛かるということであれば、それはT P Pによつて全く否定をされているわけではないということでございますので、安全度外視して時間だけを考えるようなことはあり得ないということでもあります。

○川田龍平君 今でも全国の検査所では四百人余りの検査官が抜き取り検査、これ検査率一〇%程度を行っているにすぎません。さらに、この検査体制がおろそかになると予想されていますが、既にもうトマトから基準値を大幅に超える残留農薬が見付かつた例がありました。判明したときには既に全量が消費済みで、四万人以上が食べてしまった。以前は検査所で安全性が確認されるまで留め置いていたのですが、近年、貿易優先の考え方が重視されて、今後T P Pによつて更にグローバル企業の利益が拡大されることが重視されれば、消費者の健康や権利というのは後回しになりかねないということになります。

次に、I S D SとT P P委員会について、日本はT P Pでアメリカと初めてI S D Sについて協定を結ぶことになりましたが、なぜこのI S D Sについての協定文は全文翻訳されていないのでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、I S D S手続のルールを定めた投資章の本文、これにつきましては全て翻訳しております。そして、それに関連して、この留保表等について、我が国の関連している部分、これは当然全て翻訳をしております。そして、他国の留保表につきましては、従来我が国が締結してきた様々な協定、W T O協定あるいは経済連携協定、こうした協定の際、全て同じであります。こうした例に倣つて、量が膨大であることも鑑みて、説明書を作り、それをもつ

て説明していく、こうした対応を取っております。

そして、この説明書につきましても、W T O協定の際には、米国、E U、こういった主要対象国のみの作成でありましたが、T P Pにつきましては全ての参加国の留保表について説明書をしつかり作つていくということで、より丁寧なこの対応をしたというのが現状であります。

○川田龍平君 これでは、日本がほかの国と比べて、どこが守つて何を守れなかつたのかという肝腎な点がこれでは分かりません。概要ではなく全て訳すべきではないでしょうか。

そもそも、国民の生活を大きく変えるT P Pのような条約について、どこまで訳してどこを訳さないという判断をなぜ政府が勝手に決めるんでしょうか。我々立法府は国民の代理として丁寧に内容を検証し採決するものが仕事ですが、肝腎なところが抜けている内容を見せられて審議しろと言われても、どうやってやれというんでしょうか。

正確な中身を知らされていない国会議員がこんな大事な条約を数の力だけで決めてしまうのは暴挙だと思えます。少なくとも全文をはずらずに翻訳して、全国国議員が読んでから採決するのが立法府の義務ではないでしょうか。

私は、今回、揭示資料として、配付資料として皆さんにお配りしましたけれども、「このまま批准していいの?」続そうだったのかT P P 24のギモン、これ大変よくこの訳を、一生懸命この全文を訳して検討した人たちがまとめた本です。これを是非国民の皆さんにも読んでいただきたい。「そうだったのかT P P」、本当にこの本をやつたり是非読んで、T P Pについては政府の説明責任を果たしていないということについて、是非国民に、多くの人に知っていただきたいと思ひます。

ちよつと飛ばします。五番目の医薬品の安全な供給体制の在り方について行きます。

厚生省は、化血研という会社に対して抜き打ちの検査を行いました。血液製剤の国内での安定

供給について、T P Pとの関連でどのように整合性を考えていますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) T P P協定には血液製剤の供給に関する規定はございません。また、投資に関する章で、各国が健康などの正当な目的のために必要かつ合理的な措置を講ずるということに妨げないということが明確に書いてあるわけでありまして、T P Pによつて血液製剤の国内での安定供給に影響が出るということはないと考えているわけでございます。

血液製剤については、もう御案内のように、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律というのがある。その第三条に国内自給が確保されることを基本として安定的に供給されるようにする旨の規定がございます。

厚生労働省では、献血の推進、需給計画の策定、在庫状況の監視といった取組によつて、引き続き国内自給の確保と安定供給に取り組んでまいりたいと思ひます。

○川田龍平君 総理に伺います。

これは、特に今、医薬品の供給について御質問したいと思つていたんですが、この自由貿易の推進に当たつて、国民の命と健康に直結する医薬品の国産体制について総理はどのように考えているんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国民が必要とする医薬品の安定的な供給を図っていくことは重要な課題だと考えています。このため、ワクチンや抗菌剤、血液製剤などの国民生活に必要な医薬品を国内で安定的に供給できるよう需給状況に目を配つて、医薬品の不足が見込まれる場合に必要に応じて都道府県や関係団体に必要な医薬品の確保や備蓄などの対応を要請をしています。

また、医療上の必要性が高いにもかかわらず採算が取れない医薬品について、国内での生産、供給が図られるよう薬価での支援を行うなど、国内の医薬品のニーズにきめ細かく対応しているところであります。

政府としては、国内での医薬品の生産、流通と

円滑な輸入の組合せにより、国民が必要とする医薬品の安定供給の確保に万全を尽くしていく考えであります。

○川田龍平君 患者はあくまでも安全な薬の安定供給を求めています。供給だけ増えて安全性には目の届かなくなるといふのでは本末転倒です。私の経験したような薬害事件は二度と繰り返さないでもらいたいです。

グローバル化の最大のマイナスの一面は、国民の命に関わる安全性を守る国家の権限が弱められることだと言われています。総理、この国にとって一番大切なものは国民の命です。国民の健康と幸福あつてこそその経済成長だということを忘れずに、国家が果たすべき役割を必ず果たしてください。

この間ずっと私が繰り返し主張してきたように、TPPを批准するかしないかというこのテーマは、日本という国家と国民の暮らしが根底から変わる重要な採決です。国民の代表として選ばれた国会議員は、全員がその中身を読み、丁寧に検証して、その上で審議して決断するのが立法府としての義務だと思っています。

是非、これは是非とも、アメリカだけでなく、世界各地でグローバル化の副作用を見直し、国民や国内産業を守るといふ国家の在り方に再び目を向け始めている今、この現実を無視して、中身も分からないTPP関連法の整備だけ進めることは本末転倒です。TPPを目的化するのではなく、政府の最大の目的、国民の命と健康、安心して暮らせる雇用や生活を守ることを是非実現するために、皆さんと一緒に頑張りたいと思います。

数の力で議会制民主主義を私物化するのなら、総理には今すぐ解散してもらいたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。TPPに関する参議院の議論も回数を重ねまして、委員の皆様のご御努力もあつて、大変充実した審議が行われてきたと思っております。

私の方からは、今日は、テレビを御覧の皆さん

にもよく分かりやすくお伝えをしたいという気持ちから、TPP協定のうち国民生活に身近な、そういう事柄も取り上げてまいりたいと思っております。その前提として、改めてこのTPPの重要性について確認をしたいと思っています。

TPP協定、アジア太平洋地域の十二か国の国の間で貿易、また投資、サービスの自由化、人の移動に関する事、またインターネット上の電子商取引、こういった様々な分野について経済活動に関するルールを取り決めるものであります。そのことによつて、域内の人、物、資本、情報の往来を活性化させる、そして成長著しいアジア太平洋地域を世界で最も豊かな地域にする、これがTPPの目指すところとなっております。

日本にとつては、このTPPによつて新しくつくられる自由で公平な経済圏、世界のGDPの約四割という巨大な規模でありますけれども、この新しい経済圏に対して新たなチャンスが広がっていくということになるわけでございます。国内市場が重要であるということは言うまでもありませんけれども、今後、本格的な人口減少社会を迎えるこの我が国にとつて海外の活発な成長を取り込んでいくということは非常に重要なことでございます。

また、このTPPというのは、先ほどアジア太平洋地域全体の発展を目指すというふうに申し上げましたけれども、決して一部の大きな多国籍企業だけが利益を受ける、そういうものではないわけでありまして。例えば、TPPには中小企業についての独立の章というものも設けられております。TPPによつて工業製品の関税が撤廃されて、またサプライチェーンが拡大していくと、こういったことは日本の企業の大多数を占める中小企業の皆さんにも大きなチャンスになるわけでございます。

また、TPPには、強制労働、児童労働の禁止、環境の保護、女性の活躍といった条項も置かれておりまして、包摂的な経済成長、つまり全ての人のための経済成長、こういったことを重視

する協定になつていふと思つております。高度な自由化のルールを定めているということに加えて、こうした労働、環境といった地球的な課題について新たな取組を行つていふという点も二十一世紀型のルールというふうに見えるのではないかとと思つております。

こうした幅広い分野について十二か国が粘り強い交渉を行つた末に大筋合意に至つたわけでございますけれども、このTPPが発効するためには、十二か国のうち、GDP、国内総生産の八五%以上を占める少なくとも六か国が手続を終えるという必要がございます。このGDPについて言えばアメリカと日本の比重が非常に大きいと、こういったことからアメリカの動向が注目されるわけでありまして、日本自身が大きな役割を担つていふわけでもあります。

TPPの発効については悲観的な見方も出ていふわけでありまして、問題は、日本としてどういった意思を持つのかということでありまして、十二か国それぞれが国益にプラスになるといふことを判断して合意が結ばれたものであります。そうした中で、もちろん日本としても国益にプラスになる、日本として一貫性を持つて今後主體的に行動をしていくということが日本にとつても重要でありますし、また、世界の日本に対する信頼を高めるといふことにもつながっていくのではないかとと思つております。

こういったことから、今後も引き続き早期の発効に向けて一貫した行動を主體的に日本として行つていくべきだと思つておりますけれども、この点について総理のお考えをお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさにこれはおっしゃるとおりでございます。今私が言わんとするところは大体述べていただいたと、このように思いますが、まさに今、米国の政権は移行期でございますし、そしてまた世界において保護主義が台頭しようとしている中において、日本というのは自由民主主義国家の中では第二の経済力、GD

Pを持つ国であります。その日本が今ここで立ち止まつてしまふ、あるいはTPPをやめてしまふということになれば、まさに保護主義の台頭の前で拱手傍観を世界がしていくことにつながつていくんだらうと、こう思うわけでございます。このTPPについては、今委員が指摘をされたように、関税を下げるということだけではなくて、ルールを決める、労働条件もそうだし環境もそうです。女性の活躍もそうです。そうしたものをしっかりと入れ込んでいふ。

と同時に、中小企業もこのTPPによつて恩恵を被ることができるようでありますし、今やこの十二か国という意味は、サプライチェーンの中にいて大きくコストを下げることでありますし、中小企業もそのサプライチェーンの中の一環としてこの十二か国の中で十分に活躍していくことが、日本にいても、あるいは外に、この十二か国の中に出ていつてもその恩恵を受けることができるし、ルールも明確でありますから中小企業も安心して出ていく、小さな企業がせっかく何とか知恵を出して取得した知的財産もしっかりと守られていくということになるわけでありまして。

そういう意味におきましては、このルールを世界に示していく大きな意義があると、今後RCEP、FTAAPと広がっていくわけでありまして、その模範となるのがTPPであると、このように思っています。まさに、この委員会でも議論をし、そして可決していただくことは、成立させていただくことは、日本の国としての意思を世界に示していく、自由貿易の重要性、そしてルールの大切さを示していくことにつながっていくと、このように思っています。

○佐々木さやか君 この委員会での、先日、二日の日でございますけれども、参考人質疑が行われました。そこでは、TPPと医療、薬価制度ということが議論をされました。今日の集中審議のテーマの一つも厚生労働ということ、基本的な点について幾つか質問をさせていただきたいと思

日本の場合、全ての人が公的医療保険、加入することになっております。これを国民皆保険制度と呼んでおりますけれども、日本では、病気になるなり入院するなり、そうなる、皆さん医療保険に加入をしておりますので、その病院代について一部負担をいたします。これが日本の制度で、当たり前なわけですからけれども、この制度というのは国によって異なってくるわけであります。

例えば、医療サービス自体を公的な機関が提供すると、それによって基本的には国民は医療を無料で受けられる。しかしながら、医療機関、どこを受診するかということについては日本のように自由に選べないという国もありますし、また、アメリカのように民間保険が中心となっている、そのこともあつて一部の、一定程度の方が無保険状態になってしまっていると、こういった国の中にはございます。

このように様々な医療保険の制度が海外にはある中で、中でも優れたこの日本の国民皆保険制度、これにTPPが何か大きな影響を与えるのではないかと、このような心配について確認をしたいと思ひます。

結論から申し上げますと、TPPは日本の公的医療保険制度の在り方に変更を求めたものではないと思ひます。国民皆保険制度が維持できなくなる、そのようなことは無いというふうに思ひます。TPP協定の条項について申し上げますと、例えば第十章には国境を越えるサービスの貿易という規定がありまして、医療保険、医療についてもサービスの一部ではありますけれども、何でもかんでも自由化するということではなくて、日本としてはこうした自由化について、この医療保険については適用除外ということでTPPの規定は適用がないと、このように理解をしております。

このほかにも関係する規定を見ましてもそのような影響があるようなことはないというふうな理解しておりますけれども、この点の改めての確認

と、国民皆保険制度の重要性、また、今後もしっかりと維持をしていくということについて総理に確認をさせていただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この問題について、大切な国民の命と健康の問題でありますから、国民の皆様が誤解されることがあってはならないと思ひますのでしっかりと申し上げておかなければならないと思ひます。

TPP協定には、薬価決定に対する外国企業の介入や混合診療の解禁のような、我が国の公的医療保険制度に影響を与える内容は一切含まれていません。我が国では、国民皆保険の理念の下、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療とすることとしております。つまり、誰でもどこでも必要な医療サービスを受けることができる、これが国民皆保険、皆医療保険制度の根幹であると思ひます。この根幹は一切TPPによって変わることはないということをしつかりと申し上げておきたいと思ひます。

今後とも、日本が誇る国民皆保険制度を堅持し、しっかりと次世代に引き渡していく考えであります。

○佐々木さやか君 明確に御答弁をいただきまして。

しかしながら、こういう心配の声もありまして、薬価の高騰、こういったことがTPP協定によって引き起こされて、それによって国民皆保険制度が財政の面から揺らぐことになってしまふのではないかと、この点についても確認をしたいというふうな思ひます。

この日本の薬価の制度というのは、製薬会社が自由に設定するということではなくて、日本の場合は厚生労働大臣が定める医薬品の公定価格と、このようになっていくわけでありまして、

この医薬品の価格に関するTPP協定の附属書二十六のAというものが医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施ということを定めております。つまり、医療保険で国民が利用できる薬の価格を決めるに当たってその手続を公正

なものにするというわけでありましてけれども、この薬価というのは、財政のことを考えれば安い方がいいわけですが、開発をした製薬会社にとってみればできるだけ高い方がいい、そのような中で手続が公正なものになるようにと、こういう規定であると思ひます。

まずは、この附属書の内容によって日本の現在の薬価決定のプロセスに何か変更が必要となるのかどうかという点を御説明をいただきたいのと、また、現行のプロセスの中でも製薬会社が自らの意見を提出する、こういう機会があるというふうな理解しておりますけれども、TPPによって、例えば外国の製薬会社がどんどん日本に意見を言ってくる、薬価を上げるように圧力をかけてくるとか、それによって薬価が上がって国民皆保険制度が財政の面から揺らぐなどということがあるのかどうか、この点について厚生労働大臣に御説明をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど総理から、我が国の公的医療保険制度に対してTPP協定が根本的なことを変えるだのようなことは一切入っていないということをしつかりと申し上げました。

今、医薬品等に関する附属書についてお話をいただきましたが、ここに書いてあることは、例えば保険適用希望の申請に対する検討を一定の期間の中で完了させることであるとか、あるいは手続の規則、方法、原則、そして指針、こういったことを開示をするということ、あるいは、申請者に意見提出の機会を与えるということについて規定はされておりますけれども、我が国の薬価算定プロセスはこれと全て整合的にできていますから、何ら変更する必要はないということがまず第一点であります。

同時に、TPP協定によって、今お話がありましたように、意見表明があつたとしても、外国企業や外国政府の意見を受け入れる義務が発生するみたいなことは一切ないわけでございます。

したがって、TPP協定によって薬価の高騰とあるいは国民皆保険制度が財政の面から脅か

れるとか、そのような懸念は全く当たらないということでございます。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。

次に、ちよつとテーマを変えまして、TPPの発効によってどのようなメリットがあるのかということに関連して、生活に身近な観点から取り上げたいと思ひます。

TPPの規定の中に、第十三章ですけれども、電気通信章というものがございます。ここでは、公衆電気通信サービスの利用について、またサービス提供者の義務などについて定めておりますけれども、例えば私たちが日常に使う携帯電話ですとかインターネットといったサービスについても関係があるものでございます。

この電気通信章には、国際移動端末ローミング、つまり、私たちが日本で使っている携帯電話を、海外に行くと、そのときに海外で同じ携帯電話を使える、このことに関して規定があるわけですからけれども、これはどのような内容なんですか。また、発効後は参加国や事業者の間でどのような協議がなされていくことになるのか、説明をお願いいたします。

○政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げます。

携帯電話の国際ローミングでございますが、海外渡航時に自分の携帯電話で手軽に海外の通信サービスを利用することができるものでございまして、その料金を低廉化することによって、渡航者は自国との通話ですとか滞在国内での通信が利用しやすくなりまして、滞在をより快適なものとするることができます。

TPP協定の中では、国際ローミングに関しまして、透明性があり、かつ合理的な料金となることを促進することにつきまして締約国間で協力するよう努めることが規定されております。

我が国は、従来から国際ローミング料金の低廉化に向けて、事業者間の精算料金の引下げについて二国間での協議を推進しております。現在、TPP交渉参加国の中では、シンガポール、

オーストラリア、マレーシア、ベトナムとの間で協議を進めております。

TPP協定の規定でございますけれども、国際ローミング料金の低廉化の重要性を各国に認識させるものでございまして、我が国が推進してきた二国間協議を加速させるものであると考えております。総務省といたしましては、これによって国際ローミング料金の低廉化に向けた取組を強化してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○佐々木さやか君 例えば、今私たちが使っている携帯電話を海外で使うとどれぐらいの料金が掛かるかといえますと、オーストラリアでもし使用するというふうになった場合、事業者によって異なりますけれども、一日定額プランというものがあって、一日当たり大体千九百八十円とか、そういう金額になっております。一日当たりですか、二日、三日と使えば更に増えていくわけで、なかなか気軽に使えるというような料金にはなっておりません。

こうした国際移動端末ローミングについても、各国との間で協議というものがこのTPPの発効によっても後押しをされていって、私たちの利便性の向上、また料金の引下げにもつながっていくのではないかと、こういったことを期待をしたいと思います。料金の引下げに是非つながるように、政府におかれましても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

このTPPというものの、消費者の側から見ると、消費の選択肢が増える、こういったことが言えるのではないかと思います。日本国内のものだけでなく、域内の様々な商品を手軽に安く入手をすることができるようになると。しかしながら、TPPによって輸入品が増えてくる、その安全性というものをしっかりと確保するということは大前提であります。特に食品については国民の皆様の高いところでありますけれども、日本に入ってくる輸入食品についてはしっかりと安全性を確保していく、この大原則を今後も堅持す

ると。この点については総理より先日、本会議の質問に対しても答弁をいただいたところであります。

食品以外にも、生活雑貨、家電ですとか様々なものが既に海外からたくさん入ってきておりますし、またこれからも恐らく増えていくのではないかと思います。そうした中で、日本の消費者が直接インターネットを使って海外の事業者から商品やサービスを購入をする、こういったことも増えてきております。こうした電子商取引についても、TPPは第十四章で定めを置いております。この消費者ということに着目をいたしますと、オンラインの消費者の保護、こういった規定がございまして。近年、我が国の国民生活センターにも、国境を越えた消費者被害というものについて多く相談が寄せられるようになってきております。購入したものが届かないとか詐欺的な被害に遭ったとか、また、購入したものの安全性とか品質ですとか、こういった様々な相談が年々増えております。

このTPPに電子商取引章においてオンラインの消費者の保護というものが規定をされているわけでありまして、日本の国内の消費者保護の法制というものはしっかりとありますが、海外の国においてはまだ十分でないところもあるかと思えます。

そうしたこともしっかりと制度が整っていくというところは我が国の消費者の安全にもつながっていくことではないかというふうに思っておりますけれども、こうした消費者の保護についての規定がTPPに入っているということについて、是非、消費者担当大臣の御所見を伺いたいと思えます。

○国務大臣(松本純君) 御指摘のとおりでございます。TPP協定の電子商取引章は、オンライン消費者の保護に関する規定が設けられております。その主な内容は、締約国は、オンライン取引での詐欺的な行為等を禁止する法令を制定、維持する。適当な場合には、詐欺的行為に関して相互

に関心を有する事項について各締約国との協力、調整を促進するということでございます。

このため、TPP協定が発効すれば、これらの規定により、我が国の消費者が各締約国の事業者との越境オンライン取引を安心して行うことができる環境の整備が確保されることになり、日本の消費者の保護にもつながるものと認識をしております。

○佐々木さやか君 電子商取引章には、もう一つ消費者にとってメリットになるであろう条項がございまして。個人情報保護についても規定がされております。例えば、インターネットで商品を海外の事業者から直接買うということになった場合に、もちろん、連絡先ですとかクレジットカードの情報ですとかいろいろなものを、いろいろな個人情報提供ですね、提供することになるわけでありまして、そうした個人情報提供がきちんと国内だけでなく海外でも管理をされないかと安心してショッピングをするということもできないわけであります。まず、政府に説明を求めたいんですが、こうした海外の事業者と日本の消費者が直接取引をする場合に、個人情報保護についてはどのような保護の制度になっているんでしょうか。

○政府参考人(其田真理君) お答え申し上げます。来年の春頃に全面施行を予定しております改正個人情報保護法におきまして、域外適用の規定が新設されたところでございます。この域外適用の規定によりまして、日本の消費者が海外の事業者のサービスを利用する際に個人情報提供した場合、その海外の事業者に対して、個人情報保護法上の義務が適用されることとなります。したがって、委員が今お話をされたようなケースにおきましても、法制度上、消費者の個人情報保護されることとなります。

○佐々木さやか君 今御説明がありましたように、日本の国内法として、こうした場合にも事業者が個人情報保護の責務を負わせると、こういう法律になっているということですが、この

TPPに個人情報保護の保護について定めがあつて、各国の、日本以外の国の国内法においても個人情報保護の制度がより充実をしていくということであれば、我が国の消費者にとっても更なる安心につながるものであるというふうに理解をしております。

実際に海外の事業者との取引でトラブルに巻き込まれてしまったと、もしこういったことがあった場合に、消費者庁としては現在どのような相談窓口を提供して支援を行っているのかということについて、消費者担当大臣に御説明をお願いいたします。

○国務大臣(松本純君) 消費者庁は、国内で製造された製品であるか、海外から輸入した製品であるかにかかわらず、事故情報の収集を行い、こうした事故情報を消費者に提供するとともに、必要に応じて消費者に向けた注意喚起を実施しております。

加えて、海外に所在するインターネット通信販売事業者等と日本の消費者の間の取引において生じたトラブルに関しては、消費者からの相談を受け付ける窓口として国民生活センターに越境消費者センター、CCJを設置し、消費者からの相談に対し助言等を行っているところでございます。

さらに、CCJにおいては、海外の消費者相談機関等と連携関係を構築することによって、海外事業者と日本の消費者の間の取引に関するトラブルの解決を支援しております。具体的には、日本の消費者と取引においてトラブルを生じた海外事業者に対して、CCJは、当該事業者の所在する国等を管轄する海外の消費者相談機関等を通じて働きかけ等を行うことにより、円滑なトラブル解決に貢献をしているところでございます。

○佐々木さやか君 つまり、住まいのお近くの消費生活センターに御相談していただければいいわけですが、それとまた別に専門の越境消費者センターというものを消費者庁としてつくっていただいたということでもあります。このCCJに寄せられている越境消費者相談の件数というのは

ここ数年四千件を超えておりまして、これから増えていくのではないかとこのように予想がされております。

このCCJの意義というのは非常に大きいと思っております。なぜなら、海外の事業者が所在する国で国内法がきちんとなつて取締りなどもされる状況にあるとしても、日本の消費者がその海外の国に自分で連絡をして外国語で解除を申し入れるとか、そういったことは極めて困難なわけでありまして、ですので、消費者はCCJに相談をすれば、CCJが提携先の国との間でその問題の解決に向けた交渉を行っていく、こういう体制が整ったということで、非常に良かったのではないかとと思っております。

是非この越境消費者センターの体制の充実を今後も努力していった方がいいと思っておりますけれども、この海外提携先機関というものが現在十か国・地域というふうに向つております。是非、TPP参加国についても重視しながら、海外提携先機関を拡大できるように努めていた方がいいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(松本純君) 委員御指摘のとおりでございます。消費者からの相談を受け付ける窓口として国民生活センターに設置しております越境消費者センター、CCJにおける海外事業者と消費者の間のトラブル解決能力を強化するため、CCJと海外の消費者相談機関等との連携体制を拡充する必要があると認識をしております。

CCJは、現在、日本以外のTPP参加国十一か国のうち七か国を含め、二十の国・地域を管轄する十の消費者相談機関等と連携関係を構築しております。現在、TPP参加国のうちCCJと連携関係のない四か国や、日本の消費者とのトラブル件数の多い国・地域の消費者相談機関等に対して接触するなどしているところがございます。引き続きCCJとの連携の拡充を図ってまいりたいと思存いたします。

○佐々木さやか君 是非よろしく願いをいたします。

最後に伺いたいと思いますが、女性の活躍と経済成長、これがTPPの第二十三章、開発章というところに規定をされております。これは、従来の経済連携協定には見られない独立した条項として、女性に特化したこういった規定を設けております。

この条項では、働く女性労働者、また自ら事業を営む女性が国内経済及び世界経済に参加をしていく、これが経済の発展に寄与するのであると、こういったこととすとか、またそのための各国の協力活動というものを検討すると、こうしたことも規定をしております。

主に途上国などが念頭に置かれていたわけではありますけれども、経済活動における女性の重要性を国際的に確認をするという規定であります。我が国が重視をしている、全ての女性が輝く社会、また一億総活躍社会、これが目指すものと軌を一にしていると言えらると思っております。是非日本としても、この日本を含め、途上国も含めた女性の地位の向上、女性の活躍にリーダーシップを取っていった方がいいと思っております。

例えば、途上国の女性の地位向上、能力の向上のために、日本の様々な経験を共有をする、また女性のリーダーのネットワークの構築に力を入れていく、こうしたことについては是非女性の活躍に取り組んでいる総理にも積極的に取り組んでいただきたい、こう思いますけれども、この開発章にこのことの持つ意義について総理の御所見を伺いたいと思存いたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) TPP協定の開発章は、女性の経済への参加、そして能力向上を目的とする協力を奨励しています。具体的には、女性の技能、能力向上や、市場、技術及び融資へのアクセスを容易にすることを支援する計画、また指導的地位にある女性のネットワークの発展、職場での働き方に関するベストプラクティスに関する情報や経験の共有などが挙げられています。

これはまさに世界の経済成長にとって女性の活躍がますます求められている中、TPP協定のよきな二十一世紀型の経済ルールを作る上で、女性の果たす大きな役割に焦点を当て、包摂的な経済成長を達成すべきとの考え方が根底にあるわけでありまして、我々が進めている一億総活躍社会とまさにこれ同じ目的であろうと、このように理解をしております。

○佐々木さやか君 ありがとうございます。是非積極的な取組を私自身も決意をして、質問を終わりたいと思存いたします。ありがとうございます。

○委員長(林芳正君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、宮島喜文君が委員を辞任され、その補欠として小野田紀美君が選任されました。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

前回私は、大阪でも、また京都でも、大都市中心に民泊の問題が上がつているわけですが、TPPによつて民泊規制が十分にできないという問題を今回も取り上げたいと思存いたします。(資料提示)

まず、パネルを見ていただきましたんですけども、民泊とは、戸建て住宅や共同住宅等の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するものであります。インターネットを通じて空き家を短期で貸したい人と旅行者をマッチングするビジネスでありまして、これは世界中で現在広がっております。いわゆるシェアリングエコノミーの一形態であります。安倍政権は、この民泊を規制改革推進会議などでも議論をしております。しかし、料金を徴収し人を泊まらせるということは誰もができるわけではなくて、きちんとルールがあるわけですね。

まず確認しますが、旅館業法上の許可のない民泊は違法だということだと思存いたしますが、いかがですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 宿泊料を受けまして人を宿泊をさせる営業、これを行う場合には、原則として旅館業法に基づいて旅館業の営業許可を得る必要があります。したがって、住宅などを活用したいいわゆる民泊サービスであっても、現状では、旅館業の許可を得ずに宿泊料を受けて人を宿泊させる営業を行えば旅館業法に違反をするということになります。

○辰巳孝太郎君 今年四月にこの旅館業法の施行令が改正をされまして、簡易宿所営業の面積要件を緩和して営業許可を取得しやすくなりました。でございます。この許可件数は現在で何件ぐらいですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 民泊サービスが旅館業法の許可の下に適切に提供されるように、本年四月に今御指摘の旅館業法施行令を改正をいたしました。簡易宿所営業の面積要件を緩和をいたしました。営業許可を取得しやすくなるということを行いました。

この要件緩和に伴う簡易宿所営業の許可件数は、五月末現在で五十一件、その後の状況については現在調査中でございます。引き続き増加をしていると考えているところでございます。

○辰巳孝太郎君 五十一件ということでありまして。

民泊仲介最大手のアメリカのエアビアンドビー社は、現在日本に四万五千件を超えるホストを保有する企業であります。報道によりますと、エアビアンドビー社を利用しての民泊は本年一月から十月までの間で三百万人を超えたと言われております。これ、一人の方が複数の宿泊をしてもカウントされますので、訪日客二千万人と、こう言われておりますけれども、約その一割がこの日本で民泊を利用したということになるわけですね。

マンションの一室を使った民泊が横行し、ごみの収集日でない日にごみが出されている、鍵を他人に渡すわけですから玄関のオートロック機能の

意味がないとか、騒音がひどいとか、見知らぬ人が敷地内に入り込んで不安だ、そういう声が出されておりますけれども、これ当然の不安だと思えます。しかし、五十一件しかまだ簡易宿所の許可は得ていないということでもあります。

総理、今三百万人という話がありました。これ、ほとんどが違法営業だと思えますけれども、どう受け止めておられますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) いわゆる民泊サービスは、空き部屋とかあるいは空き家などを活用した宿泊サービスを提供するというものでありまして、急増する訪日外国人観光客などの多様な宿泊ニーズに対応しているというふうに理解をしております。

一方で、今お話がありましたけれども、インターネット仲介業者、これを通じて旅館業の許可を得ずに行われている事例などが多く、今御指摘のように、騒音とかごみ出しで近隣の方々とトラブルを起こすというようなことが起きているというふうに理解をしております。

このような実態を踏まえて、無許可でサービスを行っている事業者が旅館業の許可を受けさせるために、先ほどの簡易宿所の床面積要件を緩和し、小規模の事業者でも許可を取れるようにしたということ、これらの事業者が旅館業法の下で安全衛生等にきちっと配慮をして適切なサービスを提供していくように、私どもとしては指導をしていきたいと思っております。

引き続き、本年六月に閣議決定をいたしました規制改革実施計画、そしてまた有識者によります民泊サービスのあり方に関する検討会最終報告がございまして、これに基づいて、適切な規制の下でニーズに応えたサービスが行われるように必要な整備を検討をしていく所存でございまして、

○辰巳孝太郎君 済みません、多様なニーズ、これ違法なんですね。これ正当化できないわけですね。

確認しませんが、仲介業者に対して、許可を受けていない民泊を、簡易宿所の登録をしてい

ない民泊を紹介することをやめさせるという措置はとったんですか。

○副大臣(田中良生君) お答えいたします。

国交省といたしましては、エアビーズとドビー等の民泊の仲介事業者に対して、本年四月一日付けで、民泊を適正に提供するように厚労省と連名で要請をいたしました。

具体的には、民泊の仲介事業者に対して、旅館業法の許可取得が容易になったと、こういうことを踏まえて、民泊を反復継続して有償で行う場合には原則で住宅提供者に旅館業法の許可が必要である旨を周知するという、また、民泊に登録する物件が賃貸借契約やマンション管理規約に反していないことを住宅提供者が確認すべきである旨を注意喚起すること等を内容としております。

なお、要請書を受け取った仲介事業者に対しても、サイト上に要請内容を表示するという対応をさせていただいております。

○辰巳孝太郎君 周知徹底なんですよ、あくまでも、それじゃ駄目なんですよ。仲介業者は、ちゃんと簡易宿所の登録をしているかどうか、これ、例えばフックスでも、もちろんネットでその登録証というのが発行されるわけですから、それを確認した上でサイトに載せるという、そういう対応だつてできるんですよ。やっている事業者がだつてあると聞いております。これ、エアビーズとドビー社はやっていないんですよ。

総理、これ十分な規制だと思えますか、今の段階で。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど多様なニーズというふうに厚労大臣の方から御説明をさせていただいたところは、国内あるいは海外からの観光客の皆さんが様々な形態で旅行をしたいと、こう考えている、そうした意味におけるニーズでございまして、そうした二つの業者側が応えていくべきかということにおいて我々も民泊の仕組みを入れていくということにしたわけござい

ますが、その際、旅館業法上の許可を取るの

は当然のことでございます。そこで、しかし、なかなかそれには様々な乗り越えなければいけないハードルが高過ぎる中において、面積等の要件については厚労大臣が告示をしたとおりの対応をさせていただくということでもあります。

いずれにせよ、この民泊のサービスを提供する上においては、この許可を取らなければいけないということについては、大臣がお答えをさせていただきまして、大臣が周知徹底させていくということでございます。

○辰巳孝太郎君 これ、別にハードルなんて高くないんですよ。違法行為なんですから、取締りの強化を政府としてこれやろうということになればちゃんとできます。

世界でもこれ規制の方向に動いております。ニューヨークは違法営業の調査を大々的に行い、サンフランシスコは民泊の年間日数の制限を当初の九十日から六十日に制限、短縮をいたしました。ベルリンは民泊の急増で逆にアパートの不足が深刻化をしまして、ベルリン市は民泊の原則禁止を今年決めた。

我が党は、シェアリングエコノミーという考え方そのものに反対するわけではありませんが、きちんと安全ルールの確立、まずはこれ違法行為の取締り強化ということが必要だということふうに考えております。

政府も昨年の十二月、内閣官房IT総合戦略室は、IT活用を行う新たなサービス、シェアリングエコノミーの適正な運営の確保のための対応を中間整理でまとめております。ここでは、外国企業にも日本国内に事務所の設置を求めて、安全や衛生に必要な規制を設けようじゃないかと、こういう方向性が取り決められたわけですね。これ当然の措置だと思えます。ところが、本年五月の中間整理二からはこれが削除されました。

事務所の設置はTTP協定のある条文中に抵触するからというのが、先日、本委員会での政府の答弁でありました。抵触するこのTTPの条文、国境を越えるサービスの貿易の章のところを読み上

げてください。

○国務大臣(石原伸晃君) 今委員がお示しされている十章の六条でございますが、前回もお話しいたしましたとおり、「いずれの締約国も、他の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の領域において、代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを要求してはならない。」

以上でございます。

○辰巳孝太郎君 これ、いわゆる現地拠点設置要求の禁止事項と言われているものでありまして、これがあるのでできないということでありました。つまり、安全や衛生に関する規制がTTPなどによってできない、政策決定がゆがめられたと、こういう話であります。

影響は、安全衛生規制ができないということにとどまりません。政府は、民泊新法の法案提出を予定しております。ここでは、民泊仲介業者に行政庁への登録をさせた上で、法令違反があった場合などには、立入検査、業務停止、罰則などを科せるということになっております。

確認しますが、この拠点を日本国内に持たない外国法人に対して立入検査を含めたこれらの罰則を科することはできないと思えますけれども、いかがですか。

○副大臣(田中良生君) お答えいたします。

十一月二十一日の本委員会におきましても答弁をしたところでありますが、委員御指摘の点につきまして、一般的には、海外に事業所あるいはサーバーがあつて日本国内に実体を持たない仲介事業者に対して立入検査や罰則の執行を行うことはやはり困難を伴うものと考えられます。

一方において、本年六月に取りまとめられましたこの民泊サービスのあり方に関する検討会の最終報告書においては、外国法人に対する取締りの実効性確保のために、法令違反行為、これを行つた者の名称ですとか違反行為の内容等を公表できるようにするというのが盛り込まれておりま

す。こうしたものも踏まえて、国交省としても法案、検討していきたいと思っております。

○辰巳孝太郎君 外国法人に対してはこれらは科すことができないということですね。逆に日本に、日本の法人ですね、これ、罰則等の行政措置というのは全部科されるということになります。そもそも、政府が当初考えていた事務所の設置ということを海外の民泊仲介業者にもさせていけばこういうことにはならなかったわけでありまして。T P Pにらんで、事務所の設置、置けないことでこれが出てきたということでありまして。総理、このT P Pというのはイコールフットディングなんだと、競争条件、イコールフットディングでやるんだということを繰り返して述べられておりますけれども、日本の法人、外国の法人、罰則が掛けられる、掛けられない、これ、イコールフットディングじゃないんじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(石原伸晃君) 制度的な問題です。で、私の方から御答弁させていただきたいと思っております。

今、田中副大臣が御答弁されたように、観光庁や厚労省において立入検査のやり方、罰則等については制度設計の検討中であるわけでございましてけれども、委員御指摘の我が国に拠点を持たない事業者が立入検査や罰則を考へることは、もう委員の御指摘のとおり、極めて困難だと思います。制度設計を行う場合、そのことも含めました、内外事業者のいわゆる委員御指摘のイコールフットディングも含めた総合的な検討が必要であることが必要ではないかと考えております。

具体的制度設計については、まだ途中でありますので、私の方から御答弁はできません。○辰巳孝太郎君 イコールフットディングではないということを確認したと思うんですね。それやろうというんだしたら、やっぱり外国法人にも事務所の設置を求めなきゃならないということでありまして。

外国法人に対して事務所の設置を求めることが

できないということは、これ安全や衛生の規制ができないということにとどまりません。これは、実は課税、徴税ができないということでもありまして。外国法人にとつて、事務所の設置というのは国際課税条件にも深く関わるものであります。税務用語では、いわゆるP E、バーマネットエスタブリッシュメント、恒久的施設と、こう呼ばれておりますけれども、外国法人が日本国内で事業を行っていたとしても、日本国内にこの恒久的施設がなければ日本では課税がされないというルールがあります。これ、いわゆるP Eなければ、恒久的施設なければ課税なしというものであります。この恒久的施設と認定される際の要件というのは何かをお示しください。簡潔にお願いします。

○政府参考人(吉田正紀君) お答え申し上げます。我が国の税法上、外国法人の課税については恒久的施設がなければ課税されません。いわゆる、今御指摘のとおり、恒久的施設なければ課税なしの原則が取られているところでございます。

恒久的施設とは、法人税法上、外国法人の国内にある支店、工場など事業を行う場所、外国法人の国内にある建設作業場、外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者とされております。

なお、外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する場所、外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する場所、また外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究、その他その事業の遂行に必要と認められる機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する場所につきましても、恒久的施設の定義からは除外されているところでございます。

○辰巳孝太郎君 補助的なものであればP Eとはならないけれども、しかし本質的な事業を行う場合は、日本にある支店、事業所などはP E、恒久的施設として認定されるということでありまして。このP Eが、恒久的施設が課税をめぐる問題を論じる際にキーワードになっているということ

であります。

パネルをお示しいただいたんですが、このP Eをめぐるのは有名な争い、これアマゾンジャパンに対するものがあります。アマゾンジャパンは日本国内に倉庫を持っております。たくさんあります。国税庁は、これを本社機能の一部があるとして、恒久的施設として認定をして百四十億円の追徴課税を行いました。アマゾンジャパンは、商品の発送もクレーム処理も別の業者がやっている、日本では営業活動をやっていないんだということ、この倉庫は恒久的施設ではないと主張して納税を拒否したもので、これ結局、日米協議の結果、国税庁の主張は退けられたという報道がされております。

麻生大臣、どういう協議をしたんですか。○国務大臣(麻生太郎君) 御存じのように、このアマゾン・ドット・コムというのは個別の業者です。で、個別の納税者の課税とか協議の状況については、これは守秘義務というものが課せられておりますのは御存じのとおりなので、具体的な答弁というのは差し控えていただくことになりました。

ただ、一般論として申し上げれば、租税条約というものの規定に適合しないいわゆる国際的な二重課税というものが生じた場合、納税者からの申立てがあった場合、これは外国税務当局と相互協議というのを実施して問題の解決を図るということが基本です。

○辰巳孝太郎君 日本各地で巨大な倉庫を持つて、莫大な売上、利益を得ているにもかかわらず、日本でほとんど税金が納められていないというところであります。

アマゾンだけではなくありません。今、多国籍企業の課税逃れが世界的な問題になっております。とりわけ、IT企業の課税逃れが問題であります。世界最大のIT企業大国はアメリカでありますけれども、アップル、グーグル、アマゾン、フェイスブック、マイクロソフト、インテル、そしてエアビアンダービーやウーバーなどシェアリングエコ

ノミー業者もあります。二〇一二年には、米国に本社があるスターバックス社がイギリス国内に七百店舗を展開しながら法人税をほとんど納めていなかったということが判明し、大きな怒りの声が上がりました。

世界で行われるこれらの租税回避によって一体どれぐらいの税収が失われているのか、お示しいただきたい。

○政府参考人(吉田正紀君) お答え申し上げます。

世界企業によります税源浸食と利益移転、いわゆるB E P S行為に伴います逸失税収についてでございますけれども、OECDはB E P Sプロジェクトの最終報告書の中で、二〇一四年の水準における、B E P Sにおける法人税収の逸失規模を世界全体で一千億ドルから二千四百億ドル、世界全体の法人税収に占める割合を四％から一〇％と推計しているところでございます。これをちなみに日本円に換算いたしますと、約十兆円から二十五兆円となります。しかしながら、本報告書はこの推計の基礎となるデータや試算方法について課題が多く残されており、実態を反映した結果を示すためには更なる検討が必要と結論付けております。

こうした問題意識の下、OECDでは、租税データの充実や民間の研究者と共同したB E P Sに関する更なる研究を今後とも継続していくというところとしております。

○辰巳孝太郎君 物すごい税収が失われているというところであります。分かっているだけでですからね。

アップルやグーグルは、ダブルアイリッシュ・アンド・ダッチサンドイッチと言われる複雑な手法で、税金のほとんど掛からない複数の国に関連会社を設立をし、それら会社の間でライセンスの譲渡やロイヤリティーの支払を行って租税回避を行っているとして、世界で大問題となりました。ちなみに、先ほどありましたエアビアンダービー社も租税回避地と言われているアイルランドに営

業拠点を置いてある会社であります。

それら税逃れを規制しようという動きが世界で高まっております。代表的なものが、今言及されましたBEPSPプロジェクト、税源浸食と利益移動、これをどう食い止めるかということであり、二〇一六年六月には、BEPSP合意事項を実施に移すためのBEPSP包摂的枠組みには八十七カ国を超える国や地域が参加するものになっております。このプロジェクトでは、多国籍企業がその進出先における恒久的施設認定を人為的に回避をし租税回避を行うこと、これを防止するために、恒久的施設と認定される活動をより広げるよう求めて、恒久的施設認定逃れを厳しく戒めております。これが世界の流れ、この点では日本も先頭に立ってきたと認識をしております。

この恒久的施設認定逃れを許さないためのBEPSPプロジェクトでの取組はどういうものか、お示しください。

○国務大臣(麻生太郎君) いわゆる、今おっしゃいましたように、PE、パーマネントエスタブリッシュメント、恒久的施設に認定されているという内容が、先ほど財務省の方から説明いたしましたように、極めて限られている範囲になっておりますので、限られている範囲である以上、極めて合法的に今のことは全て行われることになっておりますので、このBEPSPの行動七というもののの中で、この定義を拡大する方向でOECDの租税条約というものを改正することを勧告したものがその内容です。

そして、商品の保管とか倉庫とか引渡しとかそういったようなものを、代理人を含めましてこれを恒久的施設、代理人を含めて恒久施設として、それから生じる事業所得というものは進出国先でいわゆる課税できるようにしようというのがこの勧告の内容の主なところなんです。

○辰巳孝太郎君 つまり、アマゾン対策とも言えるものなんですね。それでも巧みに認定逃れをする多国籍企業に対して取るべき税金を取ろうと、これ当局から様々な動きが出てきております。

例えば、インドネシア財務当局は、IT大手グーグル社がインドネシアで得た利益を税率の低いシンガポールに計上して意図的に租税回避を図ったとして、四百二十億円、日本円でいいますと、追徴課税をする姿勢を示しております。グーグル・インドネシアは、昨年の収入に対して駐在員事務所に係る税金しか納めておらずに、それは売上げの〇・一%にも満たないということでありまして、財務当局はこのグーグル社に、恒久的施設、つまりPEとして活動するように要請をして適正な課税をする構えだということでもあります。

租税回避を強めるグローバル企業に対して、国としても恒久的施設の適用範囲を広げて適正な課税をしていくということがあるわけですね。これはまさにBEPSPプロジェクトの理念に沿ったものだと思えます。

それだけじゃありません。基本的な考え方一つに、グローバル企業は、払うべき、つまり価値が創造されるべきところで税金を納めるべきというものがあまして、国際課税原則を再構築することがBEPSPプロジェクトでも掲げられております。これは間違いないと、麻生さんうなずいておられますからそうだと思います。

このBEPSPプロジェクト、行動一において、パネルにも示しております、こうあります。電子経済に伴う問題への対応について検討がされ、これは電子商取引により他国から遠隔で販売、サービスの提供等の経済活動ができるビジネスに対する課税の在り方を検討するというものであります。つまりこれは、IT企業、エアービートンDビーのような民泊仲介業者に対する課税をこれとで行うんだという議論につながるものであります。

BEPSPの議論ではこの行動一についてのどのような結論を得たのか紹介してください。

○国務大臣(麻生太郎君) いわゆるBEPSPのプロジェクトのこの行動一というのは、これ一からずっとあるんですけど、一では、電子商取引の電子によります経済、インターネット等々の経済

は、現行の国際課税ルールでは課税が十分に行えないというおそれがあるという問題意識の下で、課税上の課題についてどう対応するかというのがその議論された内容の主なところなんです。

例えば、電子経済というのが発展することによって、国内に物理的ないわゆる施設、倉庫を含めまして、全ての施設を設けずに事業活動が行われるという可能性というものがなくわけじゃありませんので、その所得に課税できるようにする、なくとも課税できるようにするためには、いわゆる恒久的施設概念というものを基本的に、課税の基準について、もつと複数の選択肢、オプションというものを検討されるというのはしかるべきではないかということで、この点については、現在の電子を使つた、インターネット等々を使つた経済の状況を前提にすれば、今のレベルです、レベルにすれば、PEの存在というものをある程度大きくした上での前提として、その広めたPEをなくして、かつ電子商取引なりできるかというたら、そんなレベルにはないという結論に達しております。

したがって、今原則自体を見直さなくても他の行動計画の勧告内容を実施することで課税上の問題に十分対応できるという結論に至っておりますが、ただし、これ日進月歩で進んでいきますこの電子商取引等々のインターネットというものは、これは飛躍的に進んでいく可能性があるということとを十分に考えておかなばなりませんので、引き続き状況は丁寧なモニタリングしていくべきということとで勧告が出されております。

○辰巳孝太郎君 今大臣がおっしゃられたのは、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について検討を継続ということだと思ふんですね。

もちろん、グーグルなどがサーバー一つどこかに置いていろんなビジネスを世界中でできるんだと、こういうことがあるわけですが、じゃ、一体、この大原則である、グローバル企業は払うべき、価値が創造されるところで税金を支払うべき

という観点からいえば、他国だけで税金を納めていいのかと。例えば民泊仲介業者であれば、これはホストというのは日本人ですね。実際に日本と契約が交わされて、日本の物件、日本の住宅が使われるということになるわけです。そういう経済、ビジネスモデルが存在しているときに、全くそういう業者が日本で税金を納めなくていいのかという議論がされたんだけど、結局そのことについての最終的な結論というのは出なかったということでもあります。

これは、例えばアップル、アマゾン、スターバックスなどが加盟するアメリカ最大のロビー団体、USCIB、米国国際ビジネス評議会というのがありますけれども、こういう考え方は、アメリカのIT企業、これも課税が迫られるということになるので反対、否定的な意見も出していたということも紹介しておきたいと思えます。

となると、このようなIT企業に対して必要な課税ができるのかどうかは、最終的には恒久的施設、PE施設があるのかどうか、認定できるのかどうかということによって左右されるということになるわけでもあります。

さて、TPP協定であります。TPP協定では、事務所、恒久的施設、この設置はそもそも求めない、求められないということになるわけでありまして、これ総理、結果的にです、結果的に課税の機会を縮小させるものになるんじゃないんですか、いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) TPPにおける本規定は、現地における拠点の設置要求によってサービス貿易が制限されないことを確保するため

に設けられたものであります。しかしながら、先ほど財務大臣からも答弁した中であつたように、現在の電子経済の現状を前提とすればありますが、一切の物理的拠点を設けることなく進出先の国で所得を生じさせるような事業を展開することは困難であると考えられることから、この中でPEをどのように定義付けるかということについても先ほど麻生大臣からその

方向性について話がございましたが、T P Pの本規定が日本の課税機会を縮小させるとの指摘は当たらないというふうに我々は考えているところでございます。

○辰巳孝太郎君 済みません、B E P Sの行動一で、仮に、ああいうエアビアンディーのような会社はやはり日本のインフラを使っているわけですね、安全なインフラを使っているわけですね。そういうことからいえば、日本でも税金納めてもらおうじゃないかということになってもおかしくないんですよ。安倍総理も二〇一三年のG 8のサミットでこう言っているんです。企業は地域のインフラや安全を享受していることから、払うべきところで税金を払うことが重要だと、こう言っているわけですよ、こう言っているわけですよ。

そういう考えからいえば、しかしB E P Sでは結論は出なかったんです。そして、T P PではそもそもP Eを置くことを禁止、求めることを禁止しているわけですよ。しかも、仲介大手は、元々政府も、安全規制、衛生規制が必要だからといって、恒久的施設、事務所の設置を求めようと言っていたんですよ。ところが、T P Pがあるからこれはできないということで、できなくなつたんですよ。

その問題と併せて、課税の機会の縮小、これ認めていただきたい、課税の機会を縮小させるものでしょう。総理、もう一度。

○国務大臣(麻生太郎君) T P Pでは、御存じのように、租税に係る課税措置については原則として適用除外、御存じのとおりです、されております。また、T P Pの規定と租税条約の規定にそこが生じた場合は租税条約の規定が優先するとされておりますのも御存じのとおりです。

したがって、仮に日本における租税というものが、意味が、租税徴収の観点から日本に進出する外国の企業というものの対して拠点の設置というものを要求することがあったとしても、T P Pの規定に違反するものではないことから、T P Pの規定によって日本の課税機会が少なくなるという

指摘は当たっていないと思います。

ただし、プロジェクト一、B E P Sプロジェクトの行動一の話ですけども、結論については、これは現在の電子経済の現状というもので御説明させていただきましたけれども、進出先の事業を展開することが困難であると、今のレベルではね。

したがって、私どもとしては、これは十分に課税というものができるんだと思っておりますけれども、更に申し上げれば、そもそもB E P Sプロジェクトの議論の趣旨というものは、経済取引の実態に合わせて適切に課税するかであって……

○委員長(林芳正君) 大臣、時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○国務大臣(麻生太郎君) 課税のために経済実態をゆがめようとしているわけではありません。

○辰巳孝太郎君 租税条約の原則がP Eなくして課税なしなんです。そのP Eを求められないというところは課税の機会の縮小につながるんです。当然の話です。

そのことを申し上げて、こんなT P Pは、多国籍企業の税逃れや、これは野放しにつながるというところを申し上げて、私の質問を終わります。

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私は、四か月前まで国会の外でこうした政治的な議論を聞いていた人なんです、今日は新人議員として素朴な質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず総理に三つほど、そして次に医療に関するT P Pの質問をさせていただきます。

日本維新の会はT P Pを推進する立場にあります。既に出版した感はありますが、十一月にトランプ氏がT P P離脱を発言した後、アメリカが離脱するなら外圧という論点も崩れた、なのになぜ国会はまだ審議を続けているのかという疑問を国民の皆様も感じていらっしゃるのではないかと

思っております。

〔委員長退席、理事福岡資麿君着席〕

確かに突然の離脱表明だったかもしれませんが、想定外のことが起こったとしても、もつと言え、T P Pがあってもなくても、一国の総理大臣として国民に理解してもらいたかったT P P審議継続の意義というものが、これまでの答弁のほかにあったのではないかと思っています。例えば、自由貿易の保護や物の関税以外にも、サービス、投資、知的財産、国有企業への規律など、それら高次元のルールを作るためといった御答弁がございました。

今、少子高齢化社会の中で日本がどう生き残っていくか、何を選択していくかということについて、T P Pを題材として審議することは、皆さんのこうした議論の過程で、私たちが学習すること、今まで知らなかったことを学習できることも多い、そう思われて審議を中止せずに続けられたのではないかと私は思っています。間違っていたら申し訳ございません。

今日は、テレビだけではなくて、ラジオをお聞きの国民の皆さんもいらつしやると思います。国民の皆さんに総理から、審議の継続はなぜ無駄ではないかという点について、これまでと違った言葉で改めて答弁をお願いしたいと思っています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 戦後、戦後の世界の自由貿易体制は、ガット、そしてW T Oで発展をしてきました。しかし、二十一世紀に入ってW T O交渉は、中国も加盟をいたしました、様々な国が加盟をしていったわけでありましたが、多様化とともに停滞をするようになっていったわけであり

ます。

経済環境の変化に合わせて通商ルールを進化させるためには、基本的価値を共有し、志を同じくする国々が共通ルールを作るという新たな枠組みをつくっていく必要があったわけであり、そこ

で、そこそがT P Pであらうと思っております。世界のG D Pのこれ四割を占める、そして成長していくアジア太平洋地域に自由で公正な経済圏をつくっていくことになるわけでありまして、T P Pは、従来の自由貿易を進化させて自由

で公正な経済圏をつくり出していくわけでありまして、単なる関税を下げて貿易を自由にするだけではないわけでありまして。

そして、そのルールの中には、例えば知的財産の保護、そしてまた労働や環境に対する規制、そしてまた自由な競争をゆがめる国有企業の競争条件の規律等もこれは入っているわけでありまして、まさにこれから自由貿易を進めていく上において様々な課題となることについてはしっかりとルールが入っている、ルールとして示しているのがこのT P Pであらうと思ひます。

日本にとつてT P P協定そのものが大きな国益につながっていくとしますし、地域の発展につながるっていくということと同時に、今議論されているのはこの自由貿易をどう考えるかという側面もあるわけでありまして、それこそまさにこの委員会の議論に求められていることだろーうと思ひます。このT P Pが示す方向こそ世界が進んでいくべき道であるということこそこの議論を通じて示していきたいし、世界の自由民主主義国家の中では第二位の経済力を誇る我が国が批准することでそのことをしっかりと示していくことにつながるっていくのではないかと、このように考えております。

○石井苗子君 ありがとうございます。

私は、T P Pは、マイナス面だけでなく、メリットがどこにあるかを探しつつ議論することも大切だと思っております。

そこで、自由貿易が攻めの体制をつくって国益を守っていくとなると、どうしても中国の存在が気になります。中国の動向をしつかり押さえるなら、将来は中国も含めてアジア太平洋諸国に日本が提唱する高次元のルールを受け入れてもらう。そのためには、中国についてどこを押さえること

で何をぶれなく進めていこうとお考えなのか、総理の御所見をお伺ひいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国際社会において、台頭していく、発展していく中国とどう向き合っていくかということが、経済における、経済の分野においても、もちろん安全保障の分野にお

いてもそうですが、最大の二十一世紀における課題なんだろうと、こう思うわけであります。

仮にTPPがなかなか進まなければ、アジア太平洋地域の経済秩序の重心はRCEPに移ることとなります。そこでの最大の経済大国である中国は、従来、政府は、外国企業の経営に不当に干渉しないといった投資ルールや、あるいは国有企業の競争条件の規律については慎重でありました。より自由で公正な通商ルールを牽引する役割はTPPが果たすことが期待されるわけであります。まさに中国は巨大な国有企業が存在し、そしてこの国有企業の力と財政基盤を生かして買収をし、そしてまた、様々な自由で公正な競争をゆがめる危険性があるという指摘があるのは事実だろうと思います。この自由貿易は岐路に立っていると言つてもいいと思います。

米國が政権移行期にあつて、世界に保護主義の懸念と動揺が広がっている今こそ、まさに我々はこの場において、この自由で公正なTPPという新たな経済圏をつくっていくという試みについてその正しさを示していかなければならないと、このように思つております。

○石井苗子君 ありがとうございます。今の御答弁を国民の皆様がどう受け止めるかによつて、TPPの考え方もまた変わってくるかなと思つております。

さて、本題とは少し外れるんですが、別の質問をさせていただきます。パネルをお願いいたします。(資料提示)

TPPは世界の市場を視野に入れるとしておりますので、大阪万博についてお聞きしたく思います。

パネルにございますように、訪日外国人数が昨年は一千九百七十四万人、フランスとの比較も載っておりますが、三兆五千億円ほどの消費をしていただきました。今年の十月で訪日外国人数は二千万人を超え、東京オリムピックの二〇〇〇年に四千万人、二〇三〇年には六千万人という目標を立てていると聞いております。

こうしたインバウンドの勢いというのを加速するために、東京オリムピック、大阪万博の誘致、そしてIR、統合型リゾート整備も経済的な戦略に加わつてくると思います。IRに関しては、維新の同僚議員が現在奮闘しておりますが、議員立法でございますので、政府としてはまだ静観するというお立場にあると思います。

しかし、大阪万博の誘致については、夢洲の活用のため、そして、このパネルにありますフランスのパリに後れを取らないためにも国を挙げて取り組んでいたと思いますが、総理の御決意をお聞かせください。

○内閣総理大臣 安倍晋三君 日本が成長していく過程において、一九六四年の東京オリムピック誘致、そして一九七〇年の大阪における万博、当時のことを今でもまだよく覚えております。

東京オリムピックは十歳、そして万博は更にそれから六年を経て私も迎えたわけでございますが、まさに世界中から人々が日本にやつてくる、そして日本の価値を世界に発信しているということとを大変誇らしく思つたことを覚えております。これから日本は更に成長していくんだとわくわくするような気持ちだった。そういう意味においては、私たちの次の世代の青年たち、子供たちにもあのときのわくわく感、伸びていくんだという、体力を感じ、そういう体験をしてもらいたいと、こう思つています。

国際博覧会の国内への誘致は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となります。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、そして地域経済を活性化する起爆剤になることが期待されます。

先月、大阪府から二〇二五日本万国博覧会基本構想が政府に提出されたことを受け、私から関係省庁に、積極的に協力して検討を進めるように指示をしたところであります。

国際博覧会を誘致するに当たっては、地元の支持の状況、テーマや期間、収支計画等について国が博覧会国際事務局の審査を受けることになるた

め、これらを具体化をして、他国と競争できるような内容とすることが求められるわけであります。立候補するとすれば大変な強敵と戦わなければならぬわけでございますので、例えば、少なくとも大阪においては確固たる支持があるということも大切だろうと、このように思つています。

このため、経済産業省を事務局とする経済界、学識経験者、関係省庁等で構成される検討会を二月十六日に開始し、来春にかけて大阪府の基本構想の検証と立候補に向けた国としての検討をしっかりと進めていく考えであります。

○石井苗子君 ありがとうございます。

先ほど、私、オリムピック、二〇〇〇年と言ひ間違えました、二〇二〇年です。失礼いたしました。

それでは、お手元にお配りしました資料、TPP関連です。法案十一番目、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係の背景のところを見ていただきます。「TPP協定の実施に伴い」という出だしがありまして、最後が「規定の整備を行う必要がある」と、さらに、二の改正の概要というところで、厚生労働大臣が始まる段落が二つあります。いずれも何々することができると終わつていて、これだけ読みますと、あたかもTPPのために改正を行い、これまでなかった規定を新たに作らなければならないと読んでしまう危険性があります。

では、パネルをお願いいたします。

これは第三者認証制度についての資料なのですが、皆さん御覧いただきたい右下にあります登録認証機関という欄なんですけど、私も現在、病院で非常勤務をしておりますが、これ全く知らなかったことなんですけど、日本は一年で医療機器を二千品目以上、この右下にあります十三の登録認証機関で登録、認証を行っているんです。二千品目というのはかなりの数なんですけど、十三の中の七の機関が外資系の認証機関が参加しているということが分かります。

(理事福岡資麿君退席、委員長着席)

前のページからこうやって読んでいきますと、TPPが締結されると、こうした外資系の認証機関がどんどん入つてきて、日本の医療機器は外国製品ばかり、今でもかなり多いんですけど、外国製品ばかりにどんどんなつていくという不安を与えてしまいます。実際は、よく勉強すればそんなことはないで心配ないということが分かったんですが、こうした資料だけでは理解のそこが生まれてしまうという、不安材料をつくつてしまふということについて厚生労働大臣はどう思われているのでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 御指摘のこの医療機器の第三者認証制度の改正につきましては、内外無差別のルールを適用するために、国内と同じ基準でTPP締約国内に立地をする認証機関を我が国の登録認証機関として認める内容となっております。

医療機器分野におきましては、TPP協定締約国の中で第三者認証機関を積極的に活用している国が少ないということ、そして、既に日本にありますが登録認証機関の半数以上は外資系でございます。そういったことから、TPP協定の発効によりまして多数の認証機関が新たに参入することはないというふうに見込んでおります。

いずれにしても、改正が第三者認証機関の適切性に影響を与えることはないものというふうに見ております。

○石井苗子君 ありがとうございます。よく勉強するとそういうことが分かるんですが、非常に分かりにくい、不安材料を与えるような資料になつていると思います。

TPP以前にもう日本はかなりグローバルリズムになつているということ、その現実を認識して、日本が今後どうあるべきかを考えていかなければならないと思いますが、次の資料のページを見てください。

日本の医療機器市場の動向というところで、青い棒グラフのところ御覧いただきますと、医療機器市場は平成十九年から増加に転じておりまし

て、平成二十五年には約二・七兆円という過去最大の成長を見えています。しかし、次のページの左側、グローバル市場の動向というところを見ますと、成長はしているんですけども、アメリカ、ヨーロッパに比べると日本は市場の獲得幅はまだ狭いんですね、赤いところですよ。

日本の医療機器メーカーは八割が中小企業だと聞いております。T P Pが締結したら、グローバル市場への医療機器の中小企業による貿易拡大のチャンスになり得るんじゃないかと私は思っているのですが、いかがでしょうか。経産省の方あるいは厚生省の方、どちらでも、見解をお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(安藤久佳君) お答え申し上げます。

数字は今御指摘のとおりでございますけれども、経済産業省といたしましては、厚生労働省あるいは文部科学省と連携をしながら、日本医療研究開発機構、いわゆるAMEDでございますけれども、こちらを通じて、今委員御指摘のような中小企業の皆様方も含めました日本の企業の強みを発揮できる分野、例えば画像の診断あるいは患者の方の御負担をできるだけ下げていくような、低侵襲分野と言っておりますが、こういった分野におけます医療開発活動を行っております。また、日本の優良なサービスとパッケージで輸出をしていくということで、医療機器とサービスの一体的な国際展開、こういったことも全力で御支援を申し上げているところでございます。

○石井苗子君 ありがとうございます。中小企業の発展のために是非私は頑張っていたきたいと思っております。

最近、小野薬品工業の新薬でありますオプジーボ、がんの治療に画期的な効果があるということで話題を集めました。価格や副作用などいろいろ問題があるとしても、日本の製薬メーカーが開発した薬が世界から注目を浴びているということに率直に大きなマーケットの拡大の可能性を感じています。

厚生労働大臣は、厚生省としてT P Pに伴って医薬品の海外戦略をどうお考えでいらつしやいますでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今御指摘をいただいたオプジーボは、日本の学者が発見をして、そして日本の企業が日本で初めて上市をするという、そういう画期的な新薬でございます。

このT P P協定において製薬企業にどういう影響があるか、こういうことだろうと思いますが、新薬開発企業のデータを、このT P P協定においては、後発医薬品承認のために使用しないデータ保護期間について、生物製剤以外の医薬品について五年以上、生物製剤について八年以上とするなど、医薬品の知的財産、これについて適切に保護をすることになっております。

こういうようなことになって、適切なデータ保護期間などのルールが、特に特許、知的財産に関するルールが明確に整備をされるということは、日本の新薬メーカーが他の締約国に事業を展開するに当たってそれはメリットに十分なるというふうに思っておりますので、今回のT P Pをまた契機に、それぞれのT P P締約国の市場に日本の製薬メーカーが進出することが可能になるというふうに思っております。

○石井苗子君 時間も限られてまいりましたけれども、私はこれまで北海道で公聴会というのに参加させていただきまして、こうした具体的なことにに関して、よく資料を読んでみるとそれほど不安材料ではないんだけれども、でもどうしても心配だという御質問をたくさん受けてまいりました。

今、厚生労働大臣の方から御指摘もありましたように、大変グローバルイズムというのが進んでおりまして、先日、ある日本の大手製薬会社の方と私のお話をさせていただきまして、社員三万五千人のうち日本人は五千人、七分の一しかない、会社の公用語は英語だということでもございました。日本がこれから生き残っていくためには、世界を相手にして、もっと視野を広げて対応していかなくてはならない。

ればいけないんだと感じた次第でございます。これは、あらゆる産業全てにおいて言えることではないかと思っております。日本の田畑も含めて、守るべきものを見定めながら、打って出ていくという頼もしさも是非身に付けていっていただきたいと思う次第です。

日本維新の会は、T P P締結による新しいルール作りというものに日本が先頭を走っていつてほしいと思っております。アメリカの次期大統領、トランプ氏ですが、トランプ氏もしかしたらまた途中で考え方を変わるかもしれません。安倍総理がアメリカを保護貿易主義に後退させないよう、私の質問を終わらせていただきますことを期待して、私の質問を終わらせていただきます。

○山本太郎君 ありがとうございます。自由党の共同代表、山本太郎です。

安倍総理がT P Pは米国抜きでは意味がないと御発言されたその直後、アメリカに災難をもたらした得るT P Pから撤退するというトランプ氏のビデオが公開されました。まさに衝撃的なコール・アンド・レスポンス、笑えないコントを見ている気分になったT P Pについて、会派を代表し、お聞きいたします。質問時間、十二分です。もう切りましたね。短めに答えていただけると助かります。

T P Pはゲームセット、完全に詰んだということとはつきりました。それでも総理はアメリカと粘り強く交渉を続けるとおっしゃる。総理は、たとえT P Pが発効されなくても、T P P協定に結実した新たなルールは二十一世紀の世界のスタンダードになつていく、R C E Pなどにもモデルとなる旨の、そういう御発言をずっとなさっているんですよ。

じゃ、具体的にT P P協定のどの部分が新しいルール作りの基礎になるのか、その部分を具体的に教えていただけると助かります。総理、お願いします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) このT P P協定に

ついては、我々が交渉に参加して四年間交渉を続けてきたわけでございますが、こうした交渉を進めていく中において、非常に言えば自由貿易協定としては進化をしたらどうかと、こう思っております。

基本的には、多くの関税が撤廃をされていく中で自由貿易を進めていくと同時に、先ほども申し上げましたが、ルールについて、しっかりとルールを定めていくということでもあります。

そのルールとは、例えば公正で自由な競争を担保するものであります。また、知的財産がしっかりと保護されていくということでもありますし、また労働条件や環境保護に対する規制、そしてまた国有企業の競争条件等についてルールが書かれているわけでございます。それは例えば、今後、R C E P等々に発展していく上において、国有企業についてどう考えるかということについては間違いないで一定の方向を指し示すことにつながっていくんだらうと、こう思います。

我が国だけが十二か国の中でこの国内手続を進めているのではなくて、むしろ進めることをやめた国は一つもないということも申し上げておきたいと思うわけでございまして、この点が重要なことでありまして、まさに日本の動きというものをしているということもあるわけでありまして、今ここでこの国内手続をやめてしまえば自由貿易の流れがこれは滞ってしまう、保護主義が台頭する世界に対して我々は一石を投じることができないということではないかと、こう思う次第でございます。

○山本太郎君 もう何も答えていないのに等しいんですよ。要は、関税とか保護期間がどうしたというの、それは、スタンダードなルール作りとは関係ないんですよ。何なのか。そのルールを作っているのは、ほとんど抽象的で意味のないことをずっとおっしゃっていた。時間返してほしいぐらいです。

さあ、先に行きたいと思っております。

やはり交渉に直接関わった方にお聞きするしかないと思うんですよ、どうということなのかって。委員長、毎度済みません。甘利前大臣をお呼びください。委員会で詰っていただけませんか、理事会で。済みません。

○委員長(林芳正君) ただいまの件につきましては、後刻理事会においてその取扱いを協議いたします。

○山本太郎君 ありがとうございます。

物すごく交渉が難航したのがTPPですよ。交渉国間のぎりぎりの交渉、調整を経て、本当に微妙なバランスで解決したと。これ、甘利さんも胸を張って説明されていました。

実際、二〇一五年の大筋合意に至る最後まで調整は難航しきつた。乳製品は、カナダ、アメリカ、ニュージーランドの間で利害が絡み、進まなかった。自動車の原産地規則については、日米の合意内容にNAFTA加盟国が反発した。バイオ製薬データ保護期間については、アメリカが求めるものが余りにも長過ぎるということで、皆さん、いろんな国々がそれじゃ調整できないという話になった。

とにかくTPPで合意されたルールというのは、いずれも交渉国間の個別の利害をある分野では押し出したり引いたりとかという、本当に微妙な奇跡的な状況で無理やり妥結したに近い形かもしれない。どの国の政府も自分の国の利益のために交渉しますから。以前、ほかの国々の中で交渉されたTPPの成果をそのまま今後ほかの国々とのルールとして合意の対象とするなんてあり得ない話なんです。もう精神論でしか、総理、物を語っていないですよ、それ。

今の国会が、このTPP協定について承認しますという話になったとしても、ほかの国からしたら何の意味もないことです、何の意味も持たない。世界の空気読まずに自分たちだけ、ここまで来たんだからやっちゃおうぜというすごく安いメンツ、それを守ろうとしているのかなというふうにししか思えない。

アメリカの新大統領が自身の選挙公約を覆してまでTPPに御参加した。たぐいには、ちよつとしたゴルフクラブでは無理ですよ。日本の利益が大きく損なわれるほどのお土産をアメリカ様に差し上げない限り、TPP脱退はひっくり返りませんよ。なぜか。選挙で約束したことだから。選挙公約を日常的に破る方々には理解できないかもしれない。じゃ、TPPではなくて、新大統領が望みになっている二国間協定だ、日米FTAだという話になれば、TPPどころじゃないですよ。えぐい食われ方をアメリカにすることが目に浮かぶ。

粘り強く交渉します、アメリカとか、新しいルールの基礎づくりになるんです、これがというのは全く現実を見ていない。いつまでお花畑でお花摘みをしているんですかと。政府に憤りを感じながらも、お聞きします。

先々の交渉で国益にかなわないものが出てきた際には、これ以上の規制緩和と撤廃は行わないぞと、国益を守り切るという、そういうふうにはつきり言えますか。言えるか言えないかでお答えください。言えるか言えないか、二択です。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は、二択とかそういうものには、そういうふうには答えられないことにしています。今回は答えてもいいかなと、こう思っておりますが、しっかりと国益は守り抜いてまいります。

○山本太郎君 その言葉を信じたい、総理を信じたい、そう思うんですけど、果たしてそれができるかどうか。やっぱりいろいろ検証していかないと、いけななと思うんですよ。

TPP、生きた協定とよく言われます。これはどういう意味なんだろう。それを説明するために、まず、TPP参加国が規制をどれぐらい撤廃したのか。

資料の一、関税に関する参加国の関税撤廃率。よくある表ですよ、皆さん御存じの。一番撤廃率低いのが日本ですよと分かります。これ以外の各分野にわたっても、一番緩和する余地が残され

た国に対して、この先、規制緩和、撤廃に向かうのが自然な流れですよ。

協定が発効された数年後、再協議することは条文上設定されている。例えば、運用、制度に関する規定は三年以内、政府調達、公共事業は三年以内、国有企業、独占企業は五年以内、自動車の貿易は五年後、関税、セーフガードは七年後、生物製剤は十年後など、要は現在規制が撤廃されていない分野、事柄でも先々の協議によつてその扉が開かれていくシステムだと。それはかなりでなく、各分野に置かれた二十二の小委員会でも足りない撤廃の協議はなされることでしょう。TPPの先々の交渉事、若しくは新大統領が望みの日米FTA、どちらにしても国益を守り抜くような交渉できるのか、検証が必要です。

過去に遡ります。一九八〇年代から、日本の商品の競争力、世界市場を席巻。日本の輸出超過とアメリカ輸入超過が歴然と始まった。アメリカ様はお怒りに。アメリカ製品、日本で売れない、アメリカ企業、日本に進出できない。原因は何だ。ああ、日本固有の制度だ、法律だ、規制だ、それが障壁だということになった。八九年、日米貿易の不均衡是正を目的に日米構造協議スタート。その五年後、九四年より、アメリカ様の要望という名の命令が書かれた年次改革要望書が毎年出される。要望書とは名ばかり、事実上の命令書。

ざっくりと命令を受け入れたものを時間がないので言わせていただくと、国内の金融企業の破綻、淘汰を加速させた金融自由化。郊外型の巨大ショッピングセンターができた、地元商店街はシャッター通りになりました。その原因をつくったのは大店法の改定。派遣法の規制緩和と製造業への派遣を解禁、雇用は流動化。二〇〇八年には派遣労働者が二百万人突破、非正規社員は増加、格差は拡大、労働基準法の改定。公社は細分化されました、民営化されて。日本郵政公社が保有していた国債百六十六兆円、全国債発行額の三分の一が外資に流れる危険性を生み出した。これ止めたの誰でしたっけ。政権交代してよかった。

郵政公社の民営化などなど、言い出したら切りがない。はつきりノーと言えないじゃないかって。日本経済の弱体化に手を貸している政治つてどういうことなんだよって。

これ、外圧という名の過度な内政干渉だけじゃないですよ。国内にも、長いものに巻かれて、自分の地位を守り、私腹を肥やそうとする者たちがいる。スパイみたいな存在、永田町にも霞が関にもいるんですよ。痛みを伴う構造改革と称し、自民党をぶつ壊すどころか日本の労働環境もぶつ壊し、アメリカ様のリクエストにお応えした小泉純一郎さん。お知り合いですか、済みません。国会の承認が必要のない委員会のトップに君臨、規制緩和、撤廃やりまくったオリックスの宮内さん。政府の中枢、大臣の立場でむちゃな規制緩和を持ち込んだ竹中平蔵さん。名前挙げたら切りがないですよ。企業側の人間が企業の論理を政治の場に直接持ち込んで色濃く反映させ利益誘導する。随分ともうけたんでしょ、本当に。ちなみに、竹中さんは現在、人材派遣会社パソナの会長でありながら、成長戦略と構造改革の加速化を図る未来投資会議の民間議員を今やられている。また労働環境でもぶつ壊すおつもりなんですかね、これ。本当に許せないというか、ろくでもない。

外圧による規制撤廃の要求を受け入れ、国内で規制緩和しながら利権構造を構築し、甘い汁を吸う。こういう構造が行き過ぎた自由貿易だったんじゃないですか。圧倒的な格差を生み出したのはここにあるじゃないですか。自由貿易の皮をかぶった新自由主義の旗を振り続ける存在により、国益は切り売りされ続けています。そんなこと、今もプレゼント攻勢、宗主国様と巨大企業へのプレゼント攻勢が続いている。

USTR、アメリカ通商代表部、皆さん御存じですよ、もちろん、アメリカの通商交渉において代表する機関だ。TPPもアメリカを代表して交渉に立った。そのUSTRは、アメリカの議会に対して報告書を出しているよ、外国貿易障壁

報告書。これを見たら、二〇一四年の部分、全部 TPP なんです。TPP に書かれていることそのものなんです。求められていることを全部実現しているじゃないかって話なんです。

牛肉、米、小麦、豚肉、かんきつ類、乳製品及び加工食品の輸入に関するアメリカ様の要求は、日本は TPP で本体と、そして関税の原則撤廃など、七年後の見直し約束により実現させている。それだけじゃない。ほかにも、保険市場の開放については二国間並行協議の結果に反映させた。透明性では、俺たちにも意見を言わせる、外国企業にも物を言わせるということを、結局この二国間並行協議でも TPP 本体でも約束しちゃっている。結局、USTR に出された議会への報告、そのまま日本の政治の変更に繋がっていること明らかじゃないかって。これ大丈夫ですか、交渉なんてできるのかって話なんです。もう二国間協定なんて要らないよって、だって元々差し上げているんだからって話だと思ってる。これ、十一本の関連法案は直ちに廃案が必要だと思えます。(発言する者あり) 時間なのは分かっています。十一本の関連法案は廃案にしたい。だいたい、だって発効されないんだから。そうお願い申し上げて、今日の質問終わります。

○行田邦子君 無所属クラブ、行田邦子です。よろしくお願ひいたします。

今日は、私は ISDS について伺いたいと思います。

ISDS、投資家と投資受入れ国の間で生じた紛争について国際仲裁によって解決するというスキームでありますけれども、いろいろな方のお話を聞いていますと、どうも様々な実在に幅広い解釈が ISDS についてはなされていまして、中にはこれ誤解をしているんじゃないかというような意見も見受けられます。

そこで、今日は ISDS について分かりやすく是非御答弁いただきたいと思っております。

まず初めに、岸田大臣に伺いたいと思います。ISDS は TPP に始まった話ではなくて、日本はこれまでも ISDS を含んだ協定、様々な協定しております。初めに ISDS 付きの協定を締結したのは何なのか、そしてまた、これまでに締結した本数についてお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国が最初に締結した ISDS 手続を含む協定、これは一九七八年一月に発効した日エジプト投資協定であります。そして、それ以来、我が国との間で発効している投資関連協定のうち二十三の投資協定、そして十の経済連携協定に ISDS 手続が含まれています。それ以外にも、我が国が締結しているエネルギー憲章条約、この条約にも ISDS 手続が含まれております。

○行田邦子君 こうした中で、日本政府が ISDS によって提訴された実績についてお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国がこれまで ISDS 手続に基づいて提訴されたことはございません。

○行田邦子君 世界的に見てどういった国が提訴されているのか見てみますと、傾向として途上国が多いということであり、日本は言うまでもなく先進国ということであり、また、更に言えば、お国柄というんでしょうか、日本はこれまで真面目過ぎるほど真面目に国際約束を守ってきたと、そういったこともあつて提訴された実績はないということかと思っております。

そこで、石原大臣に伺いたいと思います。幾つか具体的な例を示しますので、分かりやすく御答弁をいただけたらと思います。

まず初めになんですけれども、あるアメリカの製薬メーカーが開発した抗がん剤が日本で保険適用されました。そして、当初は希少性のがんへの保険適用だったということで、百ミリグラム七十三万円と高額な薬価収載となりました。ところが、その後、より患者数が多いがんにも対象が

拡大されるということで、想定患者数が三十倍に上ったと。そこで、日本政府としては、保険の薬の薬価を五〇%引き下げることを決定したと。そうしたところ、このアメリカの製薬メーカーはこれは損害を被ったということで ISDS で提訴をしてきました。この場合、日本は勝つのでしょうか。

○国務大臣(石原伸晃君) 多分、オブジーボが五〇%下がったことを念頭に今例を挙げられて、仮のケースで御質問されたというふうに関心させていたんだんですけども、仮の設定でございますので、そこそこだけはお許しいただきたいと思っております。

投資協定の六条に、締約国が投資家の期待に反する行動を取る又は取らないという事実のみでは、結果として対象投資財産に対する損失又は損害があつた場合であつても、投資章の規定に対する違反を構成しないと規定しております。

ちよつと分かりにくいので少しお砕いてお話をさせていただきますと、TPP 協定の投資章では、投資受入れ国が、今のお話ですと外国になるわけですが、環境や健康などの正当な目的のために各国が必要かつ合理的な規制を差別的でない形で行うことを妨げるものではない、すなわち、日本がそういうことがあつても制度を変えちゃいけませんよと言っているわけじゃないわけでございます。

したがいまして、御指摘の措置についても、万が一でございますね、もう委員は日本が真面目過ぎるぐらいこれまで取り組んできたという前提も付けていただきましたので、外国投資家から ISDS で提訴されましたも我が国が敗訴するということは考えられないんじゃないかと考えております。

○行田邦子君 そうすると、確認なんですけれども、今の話は、これ公的医療保険制度の範疇に入るんでしょうか。つまり、公的医療保険制度は、投資、サービスの貿易で将来留保を日本はしてい

ますけれども、それがゆえに提訴を仮にされたとしても日本は負けないということなんでしょうか。

○国務大臣(石原伸晃君) 公的な保険制度については、もうこの委員会でも本日も塩崎大臣との間で御議論があつたように、また総理からも明確に公的なこの保険制度は守つていくと。今はあくまでもその ISDS で、仮の話でございますけれども、相手のメーカーが、アメリカの薬剤メーカーという仮定の話でございますけれども、日本を訴えた場合には先ほどの規定等々によって日本が敗訴することはなかなか想定せづらいというように御理解をいただければと思います。

○行田邦子君 これは私もオブジーボを想定して、違いは日本企業かアメリカ企業かという、アメリカ企業に置き換えたただけなんですけれども、できればもつとはつきり肯定していただきたいというふうな思っています。

というのは、今まさにオブジーボについて、これ日本政府が政策判断をしてとうとうとしている措置であります。これについて日本は提訴されても負けないということをはつきりおっしゃっていただかないと、こういったオブジーボの例のような政策判断というのが萎縮されるんじゃないかと私は懸念しているんですけれども、はつきり提訴されても負けることはないとおっしゃっていただけないでしょうか。

○政府参考人(森谷和久君) 一つの政策には様々な目的があるわけございまして、今先生御指摘いただいた事例といえますのは、例えば公的医療保険を持続可能なものとして維持するというために必要な措置ということであるというございしますが、それはまさに公的医療保険の適正な運営を確保するための措置であるというございします。まずこれは正当な公共の目的だということに考えられます。

かてて加えて、その正当な目的で行った規制が差別的であるという場合はまた問題になるかもしれませんが、差別的でない態様だった場合に万が

一訴えられる可能性がある論拠としては、それが収用に相当する、つまり相当重い負担を投資家に課すということでございますが、その収用に当たるといふかということにつきましても、公共の目的であり差別的でないものであり、かつ正当な法的手続に従って行われるといったような要件を満たしていれば違反を構成しない。

また、さらに加えて、この収用につきましても、公共の福祉に係る正当な目的を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、収用を構成しないと、何重にもここは明記されているところでございますので、そういうことで御懸念はないというふうに申し上げていこうでございます。

○行田邦子君 私心配していますのは、ISDSでこれもあれも訴えられるんじゃないかということで政策判断が萎縮してしまうということを心配しているわけでありまして。今の御答弁で、極めて極めて限りなく提訴されることはない、あつたとしても負けることはないということだと理解をいたしました。

続けて伺います。

国民の食の安全に対する関心が高まっている中、政府が遺伝子組換え食品の食品安全基準を厳格化し、そして今までなかった含有基準を設定したところ、アメリカの企業から当該規制強化は科学的根拠がない、非関税障壁であるということとISDSで提訴をされたという。そして、仮になんですけれども、日本が負けた場合なんですけれども、その場合において食品安全基準を日本は元に戻さなければいけないでしょうか。

○国務大臣(石原伸晃君) この遺伝子組換え食品の問題も再三委員会でも議論をされている問題だと思っております。輸入品に限らず、国内の食糧の安全であるというところは、食料を供給する安全性の中では一番基本であるということ、委員ももうお分かりのことだと思っております。

また、今の仮定になっておりますので、どう

いうふうな解釈をしていくのか、御説明をさせていただきたいと思うんですけれども、この投資の章に規定されている義務に国が違反して投資家の方が損害を受けた場合に提起をするというものでございますけれども、そもそも食品の安全に関するルールはTPP協定の、これも一番御議論のあったISDSのところに規定されているものでございまして。ISDSは、ISDS章に規定されております義務の違反を実は訴えるものではなくて、投資の部分でございます。

TPP協定のISDS、七章を読ませていただきますと、これはWTOのISDS章と同様になっておりまして、各国に科学的根拠に基づく適切な措置をとることを認めている。すなわち、我が国がこれは有害であるということを立て証しているものについては、しっかりとそれは駄目ですよと言いつけることができるわけでございます。

我が国の食品安全に関する制度に、委員御懸念のとおり、何ら影響を与えるものではない、変更を強いるものではないと御理解をいただきたいと思います。我が国が必要と考える食品安全に関する制度の変更をする場合に、新たな、新しい科学的知見が入ってきたこれはやはりやめようということになつても、制約が外圧として掛かるものではないでございます。

我が国はこれらのルールに基づいて措置をとっているものでございまして、万が一、先ほどの話じゃないですけれども、万が一どうなんだろうという一歩先の話でございまして、外国投資家からISDSで提訴されたとしても、今のようには何重にも、先ほど政府委員が前の例で御答弁させていただきましたとおり、何重にもなっておりますので、我が国が敗訴することは想定できないんだと思っております。

損害賠償又は原状回復のみであるということから鑑みても、敗訴したとしても、たとえ、これはそのもう一歩先の話でございまして、制度変更、我が国の制度をそれによって変えろということとは求められないものだと思っております。

るでございます。

○行田邦子君 ISDSの対象となるのは投資のみです。今の例はISDSです。仮に敗訴したとしても、ISDSの場合は損害賠償の支払とそれから原状回復のみを命じるということで、日本の法令やルールを変える必要は全くないということであります。

それでは、もう一つ伺いたいと思います。飯の話ですけど、埼玉県が埼玉県の木造公共建築物について国産材のみを使用するという条例を作った場合、投資章の特定措置の履行要求をしてはいけないという規定に違反するというところで提訴される可能性があるか、また、日本は勝訴するでしょうか。

○国務大臣(石原伸晃君) これは委員が埼玉選出ということで埼玉を例に出されたと思うんですが、これは広い意味では政府調達のところに関連してくるんだと思います。

仮定の話でございますので、その上でお話をさせていただきます。政府調達に該当すると。TPP協定の投資章には、現地調達を求めるといった特定措置の履行要求を禁止する義務が規定されております。しかし、政府調達についてはこの義務が適用されない旨、TPP協定に明示的に規定をされております。

したがって、御指摘のような条例を制定してもTPP協定投資章の義務違反になることはございませぬし、ここからもう一歩先でございますが、万が一、外国投資家からISDSで提訴されても我が国が敗訴することは想定できない、こういうふうに御理解いただければと思います。

○行田邦子君 時間ですので終わりますけれども、アメリカが入ったからといって、恐るるに足ると思いませんけれども、正しく恐れるということが必要だということを申し上げて、私の質問を終わります。

○中野正志君 日本のところの中野正志でございます。

ます。総理が岸田大臣が、WTO、中国問題、次の質問にも絡みますので、どちらか、通告いたしておりませんが、お答えをいただきたいと存じます。今日午前、新幹線の電光ニュースで、日本政府は、中国はWTO、世界貿易機関に市場経済国と認めずと決めたというふうにニュースで出ておりました。

つらつら考えますと、二〇〇一年に中国がWTOに加盟したときに、十五年間は非市場経済国として扱われることを中国は受け入れております。今年十一月はまさにその十五年が経過する日なんではないですか。

しかし、中国は、もう議論ありましたように、今なお鉄鋼や化学製品等を不当に安値で輸出しておりますし、我が国も、中国のポリウレタン材料など、反ダンピング税を課しております。また、午後一番の櫻井委員の指摘のとおり、中国、模倣品が大変に横行しておりますことは周知の事実であります。つまり、中国はいまだに真つ当な市場経済国と言えない内実を伴っていないのが実情だと。十五年が経過したからといって、自動的にWTO市場経済国の地位を得られると考えるのは大間違いだと思えます。

政府は中国を市場経済国として認めない方針であると今日伝えられましたけれども、中国が変わらない限り断固として認めてはならないと思えますし、米国やEUと連携してその方針を貫徹していただきたいと思います。政府の考え方を公開かせください。通告なくでごめんなさいね。

○国務大臣(岸田文雄君) 中国に関しては、WTO体制の中で鉄鋼を始め様々な課題において議論が行われているのは事実であります。その中にありまして、御指摘の点も含めて、我が国としての対応は、政府として今まだ検討中であると認識をしております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、G7でもG20でも世界貿易の中における中国の過剰生産については議論になったわけでございます。中国

は鉄鋼の過剰生産設備が四億トン分、内外あると。その中において、安値で、相当の安値でダンピングをして売りさばいているということで、世界中の鉄鋼企業あるいは関連企業が大きな打撃を受けているわけでございます。そして、事実上国が有企業が行っていることによって市場をゆがめているという中において、中国もですね、この中国、数千万トンについては、それは設備について、過剰生産について、これを縮小していくという基本的な考え方を示しておりますが、同時に、国際社会に対しても、この過剰設備をこれは縮小しよう。しかし、我々は過剰設備ではないわけでございます。

そうしたことの論点等があるわけであります。が、今外務大臣が答弁をさせていただいたように、今検討中であるということでございます。

○中野正志君 是非、私が申し上げましたように、その方針だけは貫徹していただきたい、まだまだ正直、市場経済国として認める状況ではないと。

ところで、我が国は、T P Pに大きな軸足を置きながらも、中国を含むアジア太平洋地域の十六か国とR C E P、先ほど来議論ありましたけれども、東アジア地域包括的経済連携、R C E Pの交渉にも参加してまいりました。まさに両にらみの戦略ではあります。

しかしながら、もしもこのT P P交渉が停滞をし、あるいは頓挫ということになったら、中国が主導するこのR C E P交渉のみが現実味を帯びてくるようなことになってしまった場合、アジア太平洋地域に公平で公正な国際貿易ルールが確立されるのか、甚だ疑問であります。T P Pに賛成される多くの方々からも、その不安の声を多くお聞かせいただいております。

中国が主導する形で今後のアジア太平洋地域の国際貿易ルールが策定されることへの懸念について、安倍総理、改めてどういう御所見をお持ちですか、お伺いをいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) R C E Pについて

は、A S E A N全加盟国や中国を含む十六か国の間で、物品、サービス、投資、知的財産、電子商取引等、自由化のみならず、このR C E Pにおいてもルールを含む幅広い分野で精力的に交渉を進めています。

そこで、もし仮にT P Pがなかなか進まなければ、アジア太平洋地域の経済秩序の重心はR C E Pに移っていくこととなるわけであります。そこで最大の経済大国である中国は、従来、政府は外国企業の経営に不当に干渉しないといった投資ルールや国有企業の競争条件の規律については慎重でありました。

その中において、やはりルールとしては、日米が牽引してきた中において、今回合意がまとまったこのT P Pのルールこそが目指すべき方向であるということを示しかりと示していくことが重要であろうと、こう思うわけであります。言わばこのルールにおいても多くの国々は、十二か国の多くの国々は国内手続を進めることができるという結果を出していくことですね。言わばT P P、結局どの国も国内手続進んでいないじゃないかと、そんな高い志を持ったって無理なんだよというところになってしまえば、これは非常に、これは今申し上げました国有企業について、あるいは知的財産等について、残念ながら我が国が求めるべき世界とはならないわけでございまして、そういう意味において、日本を含め各国が国内手続はできるんだということを示していくことがこのR C E Pにも影響を与えていくことになるのではないかと、このように思います。そして、R C E PからF T A A Pに広がつていくこのモデルに、T P Pはルールにおいてモデルになっていくのではないかと、このように思います。

○中野正志君 次に、塩崎大臣にお伺いをいたします。二日に行われたこの参考人質疑で、正直、様々な当然ながら御意見が出ました。T P Pが発効されれば日本の医療制度が崩壊する、日本の国民皆保険制度が崩壊するという危機的な御意見もありました。そして、T P Pが発効されれば、混合診療が解禁され、アメリカの価値観で営利企業が医療分野に参入してくる、アメリカの民間保険会社は先進医療などの保険を扱う、その結果、国民皆保険制度は形骸化し、最終的には崩壊する、こういうのであります。また、アメリカは日本の薬事制度、医療制度の崩壊を狙っているのだというような大変陰謀めいた話まで実は披露いただきました。

私は決してそうは思いません。T P P協定には、私たち日本が誇る、まさに日本のこの国民皆保険制度の在り方について変更を求める規定もないわけでありますし、あくまでも、政府、国家の意思として、この制度はしっかりと守るんだ、安倍大臣も次の世代にしっかりと引き継いでいくんだという決意も示されたところであります。(発言する者あり) そのとおりですね。

それで、塩崎大臣、是非、医療制度、薬事制度の最高責任者でありますから、このT P Pによってどうなるかではなくて、制度を守る厚生労働大臣としての改める決意を、一応、不安をさりげなく持つておられる国民の方々もいらっしゃる、いろいろ変な情報に何となく頭を汚されておられる人々もいる、しっかりと答えたいだいて、国民の皆さんの理解を是非求めていただきたいと思っております。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今委員から御指摘をいただきました。まず第一に、日本の薬事制度とかあるいは薬価制度を含めた国民皆保険制度が崩壊するといったようなことは、懸念は全く当たらないということ、そして、このT P Pの協定の中でも医療など社会保障分野については将来留保としてこれを整理しておりますので、日本の独自の世界に誇るべき皆保険制度、これがT P P協定によって変わるということはないということでございます。

協定の中で薬事制度にまず関しましては、知的財産章において、このデータ保護期間を八年以上に設定をするということについて、特に生物製剤

についてこれを決めております。

それから、T B T章、いわゆる貿易の技術的障害、この章の医薬品の附属書におきましては、医薬品の販売承認の手続を時宜を得た、合理的な、客観的な、透明性のある及び公平な態様で運用すること、こういうのが規定をされております。我が国では従来から今のデータ保護期間とは、同様の効果を有する再審査期間というのがありますが、これが八年間ということで同じでございます。それから、科学的な承認審査を遅滞なく行っているために、T P P協定によって現行の制度を変更する必要はないということでありまして、それから、外国企業の薬価に関する手続への介入というような、我が国の公的医療保険制度の在り方に影響を与えるような内容もないということは何度も総理からも御説明申し上げました。

医薬品等に関する附属書、これがございまして、これには言ってみれば手続を書いてある。保険適用希望の申請に対する検討を一定の期間内に完了させろとか、あるいは手続規則、あるいは方法……

○委員長(林芳正君) 大臣、時間が来ておりますので、おまとめください。

○国務大臣(塩崎恭久君) 原則、指針などを開示する等々、全てこれ我が国の制度と整合的でございますので、結局変更する必要は全くないということでございます。

○中野正志君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(林芳正君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時三十六分散会

平成二十八年十二月二十八日印刷

平成二十九年一月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K